

5. 生活環境

【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサル化を推進することで、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい環境にすることが必要です。

ハートフル駐車場の整備が進むなど障がい者が外出しやすい環境は整ってきていますが、まだ、外出の際の駐車場や障がい者が使いやすいトイレの整備は充分とは言えないため、引き続き整備していく必要があります。また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、交通手段が限られがちな障がい者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保

- 既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。
- あんしん賃貸支援事業を通じ、賃貸人、障がい者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- 民間賃貸住宅の改修費や家賃等の補助を行う「新たな住宅セーフティネット制度」の活用を推進するとともに、家賃債務保証制度により、障がい者の住宅確保の支援を行います。
- 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修に対する支援を行います。
- 住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備費や備品購入費などの経費に対して支援します。

また、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で共同生活ができるよう、医療的ケアが可能なグループホームの整備と体制強化を図ります。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 障がい者が障がいのない者と等しく安全かつ円滑に移動できるよう公共交通ターミナル、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。
- 障がい者等が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、タクシー、鉄道等においてもバリアフリー化、ユニバーサル化が進むよう、交通事業者に働きかけます。
- UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの県内での普及に伴い、UDタクシーによる障がい者のイベントへの参加など、UDタクシーを活用した地域づくりの取組を進めます。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や県民等に対して福祉のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。
- 多数の人が利用する民間の公共的な施設（ホテル、旅館、レストラン、スーパーマーケット等）に対する補助制度について、活用状況を点検し、必要な見直しを行うことにより、障がい者等が利用しやすい施設整備の促進に努めます。

- 県内外の障がい者が観光・行楽が楽しめるよう、宿泊・観光施設等における入浴用車いすなど設備整備に対する支援を行うとともに、従業者向けの実践的な接遇研修、刻み食等の講習会を開催するなど必要な取組を行います。
- 県の補助制度等の周知を進めるため、事業者に対する制度活用説明会を開催します。

(4) 福祉のまちづくりの推進

- 施設を利用する障がい者団体、施設の設置者等から意見を募り、福祉のまちづくり条例の問題点等を点検した上で、必要な見直しを行います。
- 主要な生活関連経路における歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、利用しやすいバス停の整備等に積極的に取り組みます。
- 歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 障がい者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。
- ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するほか、民間に働きかけを行うとともに、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所の増加や適正な利用を促すなど、制度の充実を図ります。
- 公共的施設等のトイレの洋式化、多目的トイレ化を進めるとともに、オストメイト対応トイレ、簡易ベッドの設置等を進めます。
- バリアフリーマップについて、適宜更新を行うとともに、施設の対応状況をホームページ等で公表します。
- 地域における障がい者等交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスに加え、市町村有償運送や過疎地有償運送、乗合タクシーなど生活交通確保に関する様々な市町村等の取組を支援します。

6. 雇用・就業等

【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障がい者が仕事を求めています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。一般就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く人には、工賃の水準が向上するように、各事業所の工賃や就労の状況に応じた特徴を考慮し、それぞれの事業所の特徴に応じた効果的な支援を行うなど、総合的な支援を進める必要があります。

また、障がい者の働くことへの不安や企業の障がい者雇用の不安を解消することも必要ですので、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」の利用も広めていく必要があります。

平成25年4月に「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、国や県をはじめとする地方公共団体等には、障がい者就労施設等から物品等の優先的な調達が求められます。

(1) 障がい者雇用の促進

- 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業や労働局など関係機関との連携を強化します。
- 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、好事例集の作成等を通じた障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
- 障がい者の大量雇用が見込める特例子会社を支援する制度の創設を検討し、障がい者の雇用促進、職域の拡大を図ります。
- 障がい者の雇用活性化のために、障がい者自らの起業、障がい者を雇用しての企業の創業について、その活動を後押しすることにより、県経済の活性化・障がい者雇用の場の創出を目指します。
- 法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。
- 使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がい者の適切な権利擁護のため、個別相談等に丁寧な対応を行うとともに、企業に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。
- 企業研修会、良好な雇用環境にある企業の見学会などをを行い、企業に対し障がい者雇用を啓発するとともに、精神障がい者、発達障がい者等に対する理解を深めるためのリーフレットを作成し、職場環境の改善を図ります。
- 聴覚障がい者の就労支援のため、手話通訳者等の派遣を行います。

(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

- 特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身に付けた知識、技能、態度等を

一定の基準により評価することにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図り、卒業後の職業的自立と社会参加を目指します。

- 特別支援学校に在籍する児童生徒の自立や社会参加を促進するため、キャリア教育、進路指導の充実を図るとともに、就労・定着支援員を中心とした職場開拓を進め、就職や実習の受け入れ企業等との連携を強化します。
- 特別支援学校生徒が卒業後に職場等に定着することを目指し、各特別支援学校及び障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、フォローアップ体制を強化します。

(3) 総合的な就労支援

- 県内に3か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、企業に対しても助言を行うなど、職場への定着に向けた支援を実施します。
- 障がい者の職業能力開発を推進するため、障害者職業センターや隣県の国立の障害者職業能力開発校と連携し、県立の職業能力開発校において、障がい者の態様に応じた訓練を設定し、職業訓練を実施します。
- 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- 障がい者職場定着推進センターを設置（米子と倉吉）し、障害者職業センターと連携し、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供していきます。
- 障がい者雇用にあたって、職場実習（原則2週間）や試行的雇用であるトライアル雇用（最長3か月）など、企業と障がい者相互の理解を深め常用雇用に結びつける支援策を周知することにより、事業主の障がい者雇用への不安の解消と理解の促進を図ります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。

(4) 障がいの特性に応じた就労支援

- 平成25年の障害者雇用促進法の改正により、身体障がい者、知的障がい者に加え、精神障がい者の雇用が義務化（平成30年4月施行）されることを踏まえ、精神障がい者の雇用促進のため、必要な施策を検討します。
- 難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターを中心にハローワーク等関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業に対応した障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- 発達障がい者を支援をするためのネットワークを構築するとともに、労働局、県等が加わった県レベルでの発達障がい者就労支援ネットワークを構築し、発達障がい者の就労促進のための体制を整備します。
- 農業分野等における障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障

害福祉サービス事業所及び農業法人等に、障がい者雇用のノウハウ、福祉農園の開設・整備や福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催等に係る交付金などの関連情報等の提供を行います。

(5) 工賃向上に向けた取組

- 障害者優先調達推進法に基づき、物品や役務の調達にあたっては、障がい者就労施設等から優先的に調達するとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成、公表し、当該年度の終了後は物品等の調達実績を公表します。また、県以外の官公庁や民間企業等に対しても障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について働きかけを行います。更に、県等が発注する物品等を円滑に供給できるよう、障がい者就労施設等が導入する設備整備に対する経費の補助や利子補給を行います。
- 工賃水準の向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所に対してビジネススキルアップ研修や専門家派遣などの支援を行います。
- 就労移行支援事業所等における一般就労移行を促進するため、積極的な企業での実習・求職活動や施設外就労の支援を図ります。
- 企業・官公庁からの大量発注を複数の事業所で連携して受注するための共同受注体制について一層の整備を進め、県全体に展開し、更なる障がい者の工賃向上につなげます。
- 福祉施設等との随意契約に係る公表手続きを簡素化し、障がい者就労施設等からの調達を円滑に行い、工賃向上に繋がるように取り組みます。
- 障がい者就労施設等の具体的な活用事例をホームページ等で紹介するとともに、企業、官公庁への働きかけを行い、優先調達の推進に努めます。
- 農福連携推進コーディネーターを配置し、農家と障害福祉サービス事業所とのマッチングを進めるとともに、農業を自主事業とする障害福祉サービス事業所の育成を進めます。また、農業のみならず、障害福祉サービス事業所と水産業との連携を深める等、様々な形態の産業との連携を通じて工賃向上につなげるとともに、地域と障がい者が就労を通じて関わりをもつことを進めることにより、障がいの理解促進に繋げます。
- 工賃向上の取組にあたっては、各事業所の工賃や就労の状況に合わせて実施することが効果的であると考えられることから、各事業所の現状を類型化した上で対応する目標工賃を設定し、それぞれの特徴に応じたきめ細かな支援を行います。

(6) 年金・手当等

- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組合せの下、障害基礎年金や特別障害者手当等の充実について、必要に応じて国に要望していきます。また、受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。
- 知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人財産については、成年後見制度の利用により、適切に管理されるよう支援します。

7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ

【現状と課題】

現在、障がい者が身近なところで気軽に文化・芸術活動やスポーツに参加できる場所や指導する人材が少ないため、活動する場所の確保や指導者の確保が急務となっています。

また、障がい者と健常者が共に楽しめる場づくりと障がい者が個性を発揮、表現でき、地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進めることができます。

(1) 教育

- 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のための特別支援教育をさらに推進します。
- 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備します。
- 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ります。
- 各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター）による、特別支援体制の構築を促進します。

(2) 文化・芸術活動の推進

- 障がい者の文化・芸術活動に対する支援を行うとともに、「あいサポート・アートとっとり展」の開催や障がい者アートの常設展示拠点の支援などを通じて文化・芸術に関する発表の場、作品の観賞の場の充実を図り、障がいの有無にかかわらず共に楽しみ、県民の障がいの理解を進めるための環境づくりを進めます。
- 平成32年に開催される東京パラリンピックに向けて、障がい者の文化・芸術活動を促進する取組を、他の都道府県と連携して展開します。
- 障がい者が文化・芸術活動に自ら取り組む環境整備として、参加体験（ワークショップなど）の機会を創出・支援するとともに、障がい者の文化・芸術活動を担う個人・団体や文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ります。また、支援者向けセミナーの実施などにより、活動の支援者の輪を広げます。
- 余暇活動の中で、自らの楽しみや社会への参加行為として、障がい者アートの場を活用することを促進します。
- 県内で開催される文化・芸術の公演等において、手話通訳や要約筆記の設置等に取り組みます。
- 視覚障がい者及び聴覚障がい者などが映画を楽しむことができるよう、バリアフリー映画の普及に向けた取組を推進します。
- 点字図書館における点字図書、音声テープ等の貸出、聴覚障がい者センターにおける字幕入りDVDの貸出により、視覚障がい者、聴覚障がい者が日常的に文化・芸術に親しめる環境づくりを進めます。
- 重症心身障がい児者等の重度の障がい者が積極的に文化・芸術活動や余暇活動等に参加できる支援のあり方について検討します。

(3) スポーツ等の推進

- 平成 32 年に開催される東京パラリンピック等を見据え、県内の障がい者アスリートのうち有望な選手や団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会への参加等に必要な支援を行います。
- 障がい者スポーツにおける全国レベルの指導者を招へいし、県内の障がい者アスリートを指導する合宿を開催するなど、指導面での充実を図ります。
- 障がい者スポーツにおいて、メンタル、栄養、ドーピングをはじめとする医科学サポートの充実に取り組みます。
- 障がい者スポーツの普及（裾野拡大）のため、土日を含めた定期的なスポーツ教室を開催し、障がい者がスポーツに継続して親しむことができる環境整備に取り組みます。
- 障がい者スポーツ指導員を養成する講習会等を開催し、障がい者スポーツを推進する人材を確保・養成します。
- 障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催など、障がい者と健常者の交流の場を設けていきます。
- 全国障がい者スポーツ大会等への参加支援等、スポーツ等における障がい者の国内外の交流を支援します。
- 年少期から高齢期を通じて、身近な地域で障がい者が、障がいの特性や程度に応じて、スポーツに触れる機会を増やすため、市町村との連携を強化します。
- 平成 32 年に開催される東京パラリンピックのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点やキャンプ地誘致に向け、競技団体や市町村と協議し、誘致活動の取組を推進します。

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に障害者差別解消法が制定（平成28年4月施行）されました。これにより、国において、施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる「基本方針」を策定し、県は当該指針に即して職員対応要領などを作成し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなりました。

また、障がい者虐待防止に関して、平成24年度に障害者虐待防止法が施行され、障がい者の虐待防止に向けた取組が求められています。障害福祉サービス事業所の職員への研修会等を実施するなど、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。さらに、養護者の一時休息（レスパイト）などの支援も充実していく必要があります。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

- 障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取り組みを検討します。
- 障がい者差別解消相談支援センターの設置により、障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、専門的知見を活用した相談者への助言を行うとともに、関係機関の紹介など、必要な支援を行います。
- 障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等に取り組みます。また、基本方針等に基づき、県における障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する事業者が行う取組を支援するなど具体的な取組を実施します。
- 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

(2) 障がい者虐待防止の促進

- 虐待通報等に適切に対応できるよう、市町村虐待防止センター、県権利擁護センター等の職員研修を実施し、さらにその内容を充実させます。
- 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害者虐待防止法施行からこれまでの県内の障がい者虐待に関する検証を行い、必要な措置を検討します。
- 障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、実地指導において体制の整備状況及び支援現場の確認を徹底します。また、市町村担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、虐待の予防、早期発見等についての理解を深めます。
- 強度行動障がい者に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束などの行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、行動障がいに対応できる事業所職

員を養成するため、強度行動障がい者の支援に特化した研修会を実施し、支援の質を高めます。

また、こうした取組や強度行動障がい者を受け入れる事業所を支援することにより、強度行動障がい者の受入事業所等を増やし、養護者の休息（レスパイト）にもつなげます。

- 「不適切な身体拘束を防止するための手引き」等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

(3) 権利擁護の推進

- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の周知及び適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を行います。

(4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

- 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。
- 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

9. あいサポート運動の推進等

【現状と課題】

障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めていくとともに、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていける社会をつくることが必要です。

平成21年に鳥取県で始まったあいサポート運動は、現在、他の自治体（島根県、広島県、長野県、奈良県、埼玉県富士見市・三芳町、山口県、埼玉県秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町、岡山県、和歌山県、北海道登別市、大阪市）や韓国江原道と連携するなど、全国等へ展開していますが、これを更に拡大していきます。

(1) あいサポート運動の推進

- 鳥取県民に対してあいサポート運動の周知・広報を更に進め、県内のあいサポートの更なる増加に努めます。
- あいサポート運動を全国に広げるため、他の地方自治体への働きかけを強めるとともに、企業と連携するなど必要な取組を推進します。
- あいサポート運動をより実践的なものとし、公共交通機関、宿泊・観光・商業施設等の従業者が実践的な接遇研修を受けられるよう必要な検討を進めます。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

- 外見では配慮や支援の必要性が分からない障がい者等のため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、県内での普及を図ります。
- あいサポート条例に基づき、県民や事業者による障がい者に対する理解を根付かせていくため、障がいのある当事者による障がいの特性等の理解を目的とした学習会の実施など、県民の障がい者に対する理解をさらに深める取組を積極的に進めます。
- 県民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、ハートフル駐車場等についての周知を図り、その円滑な利活用に必要な配慮等についての理解を促進します。
- 障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めます。
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。

- 障がいのある人との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障がいや障がい者に対する理解を促進します。
- 児童生徒等に、障がいのある人や家族、支援者等との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。

(3) ボランティア活動等の推進

- 地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づ

くりを進めます。

VII 計画の数値目標・見込量等

1 障害福祉サービス等の目標・見込量

障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、平成30年度から平成32年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）又はサービス等種類ごとの見込量を定めるものです。なお、成果目標及び見込量は、国の指針を基に県施策の方向性を勘案し、市町村と調整しながら定めたものです。

2 成果目標

(1) 施設入所者の福祉施設から地域生活への移行促進

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホーム、民間賃貸住宅、自宅等地域社会での生活に移行する者の数について以下のとおり目標を定めます。

第4期障害福祉計画期間においては、障害者支援施設から地域社会での生活に移行するための検討・施策が十分でなかったことやグループホーム等社会資源の不足から、地域移行が進まなかつた反省を踏まえ、第5期計画期間においては、県地域自立支援協議会において、地域移行に関する検討を関係団体を含め協議し、新たな施策に繋げることとします。

また、併せて県立障害者支援施設の運営方法等のあり方についても、検討を行います。

項目	目標（H32年度末）	【参考】第4期計画実績（H28年度末）
施設入所者数	998人以下	1,018人
削減見込み数	20人以上（H30～32累計）	—
地域生活への移行者数	92人以上（H30～32累計）	—

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障がい者を地域で支えるための関係者による協議の場の設置

平成32年度末までに全ての圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者により、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など協議の場を設置し、精神障がい者の生活を地域で支えるための連携体制の構築を目指します。

項目	目標（H32年度末）	備考
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	4	県と各圏域
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	3	各圏域

○在院期間1年以上の長期在院者数の減少

平成32年度末時点の在院機関1年以上の長期在院者数を算定式に基づき算定した人数まで減少させます。

項目	目標(H30年度～H32年度累計)※	【参考】第4期計画実績(H28年6月時点)
在院期間1年以上の長期在院者数の減少(65歳未満)	279人以下	383人
在院期間1年以上の長期在院者数の減少(65歳以上)	571人以下	594人

※減少後の長期在院者数

○入院後一定期間時点での退院率の上昇

平成32年度における入院後3ヶ月時点の退院率(注)、入院後6ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率を設定します。

(注) 退院率：入院後3ヶ月、6ヶ月、1年時点の退院率により実績を把握する。例えば、「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合。

項目	目標(H32年度末)(%)	【参考】第4期計画実績(H28年度末)(%)
入院後3ヶ月時点の退院率	69	56.5
入院後6ヶ月時点の退院率	84	73.1
入院後1年時点の退院率	90	83.9

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、市町村や圏域協議会での議論が進んでいない状況にあり、第4期の実績がありませんでした。各市町村の働きを促進するために、どのような取組が必要かという議論を県においても進めながら、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1つの拠点を整備します。

項目	目標(H32年度末)	【参考】第4期計画実績(H28年度末)
地域生活支援拠点の整備数	19	0

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者等について、基準時点を平成32年度末として、以下のとおり目標を定めます。福祉施設から一般就労への移行が伸び悩んでいるため、就労移行支援事業所を中心とした一般就労に効果的な訓練の実施及び就労定着支援事業所の設置等を支援していく必要があります。

項目	目標 (H32年度末)	【参考】第4期計画 実績(H28年度末※)
福祉施設から一般就労への移行	138人	84人
就労移行支援事業の利用者数	141人	116人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率が30%を超える事業所の割合	50%	25%
就労定着支援事業の職場定着率	80%	—
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	138人	84人
障害者に対する職業訓練の受講者数	13人	5人
施設から公共職業安定所への誘導者数	62人	41人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	49人	33人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	62人	41人

※ 第4期計画実績はH29.3月末までの利用者数。

(5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを核とした重層的な地域の支援体制を構築し、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターと保育所等訪問支援について、以下のとおり目標を定めます。

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、各圏域にそれぞれ1又は2か所の設置となっており、全ての市町村において身近に利用できる状況ではありません。今後については、各圏域でより多くの設置を目指し、地域支援の充実を図ります。

項目	目標 (H32年度)	【参考】H29年度
児童発達支援センターの設置	7箇所	4箇所
保育所等訪問支援事業所の設置	9箇所	4箇所

(6) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、

以下のとおり目標を定めます。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、各圏域にそれぞれ〇箇所から1箇所の設置となっており、地域によっては重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられない状況にあります。今後については、各圏域に1箇所以上の設置を目指し、重症心身障がい児の支援の充実を図ります。

重症心身障がい児者や医療的ケアを要する障がい児者への支援について、本県ではこれまで、障害福祉サービス事業所等への支援として、在宅生活支援事業や重度障がい児者支援事業などによる補助を行ってきましたが、さらにこのような事業所等の充実を推進していく必要があります。

併せて、短期入所など保護者のレスパイトを目的としたサービスの充実も図る必要があります。また、障がい児はいずれ18歳を迎え、障害者総合支援法上のサービスに移行するため、生活介護事業所等の定員確保についても、同時に検討します。

項目	目標（H32年度）	【参考】H29年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	7箇所	2箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	7箇所	3箇所

(7) 医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉その他関連分野の機関による協議の場の設置について、以下のとおり目標を定めます。

なお、医療的ケアの必要な障がい児が学齢期以降も切れ目なく適切な支援を受けられることが重要であると考えられるため、県としては、成人期の障がい者も含めた協議の場とすることが望ましいと考えます。このような観点も踏まえ、県地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する専門部会を設置し、保健、医療、福祉、保育、教育など関係機関が連携を図り、支援施策を検討することとしています。

項目	目標（H30年度末）	備考
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	5	県、鳥取市、東部4町、中部、西部

3 サービス見込量等

(1) 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援等のサービス見込量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに設定される市町村の見込量、国の指針及び県施策の方向性を踏まえ、以下のとおり定めます。

なお、各障害福祉圏域において、事業所の配置実態等により、それぞれの障害福祉サービスの提供に差が生じている状況にあります。東部圏域は施設系サービス、西部圏域は訪問系サービスが比較的多く提供されていることから、その実績を踏まえ、今後の利用見込みを定めています。通所系サービスや訪問系サービスは、それぞれ果たすべき役割があり、障がい者が地域で生活するために不可欠な基盤であることから、地域によって必要な提供体制を整えていく必要があります。

また、短期入所など、依然として全県的にニーズが高いものの、特に提供体制が整っていないサービスもあります。利用者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの提供体制のあり方について、今後も障害福祉サービスを提供する法人や市町村等と検討を行っていきます。

○ 障害福祉サービス等の種類

サービスの種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するためには必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労の必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（雇用型）
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（非雇用型）
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行う
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、治療も行う
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じる。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行う
医療型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行うとともに、身体の状況により医療の提供を行う

① サービス見込量（県全域）

サービス区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	(参考)平成28年度実績
訪問系	1 居宅介護	17,274 時間	17,930 時間	18,599 時間	
		1,082 人	1,127 人	1,171 人	
	2 重度訪問介護	4,132 時間	4,319 時間	4,496 時間	
		35 人	39 人	42 人	
	3 同行援護	1,312 時間	1,344 時間	1,386 時間	
		100 人	103 人	108 人	
	4 行動援護	1,447 時間	1,483 時間	1,520 時間	
		59 人	63 人	67 人	
日中活動系	5 重度障害者等包括支援	215 時間	335 時間	455 時間	
		4 人	5 人	6 人	
	訪問系 計	24,380 時間	25,411 時間	26,456 時間	19,764 時間
		1,280 人	1,337 人	1,394 人	1,135 人
	6 生活介護	31,664 人日分	32,400 人日分	33,084 人日分	32,075 人日分
		1,694 人	1,735 人	1,773 人	1,641 人
	7 自立訓練(機能訓練)	272 人日分	322 人日分	371 人日分	115 人日分
		22 人	27 人	31 人	11 人
	8 自立訓練(生活訓練)	1,558 人日分	1,620 人日分	1,679 人日分	336 人日分
		93 人	98 人	102 人	33 人
	9 就労移行支援	2,423 人日分	2,612 人日分	2,788 人日分	1,912 人日分
		137 人	149 人	161 人	107 人
	10 就労継続支援(A型)	8,793 人日分	9,208 人日分	9,630 人日分	8,672 人日分
		435 人	455 人	475 人	420 人
	11 就労継続支援(B型)	48,403 人日分	50,587 人日分	52,918 人日分	45,846 人日分
		2,762 人	2,888 人	3,020 人	2,537 人
	12 就労定着支援	11 人	21 人	26 人	
	13 療養介護	163 人	166 人	171 人	159 人
	14 短期入所(福祉型)	1,385 人日分	1,494 人日分	1,596 人日分	1,062 人日分
		214 人	231 人	248 人	148 人
	15 短期入所(医療型)	360 人日分	411 人日分	459 人日分	294 人日分
		49 人	55 人	59 人	45 人
居住系	16 自立生活援助	14 人	17 人	23 人	
	17 共同生活援助	742 人	775 人	808 人	690 人
	18 施設入所支援	1,009 人	999 人	982 人	1,024 人
相談	19 計画相談支援	2,009 人	2,066 人	2,121 人	1,100 人
	20 地域移行支援	20 人	23 人	28 人	1 人
	21 地域定着支援	16 人	18 人	23 人	0 人
児童	22 児童発達支援	1,872 人日分	1,991 人日分	2,106 人日分	1,734 人日分
		245 人	261 人	276 人	208 人
	23 医療型児童発達支援	379 人日分	420 人日分	454 人日分	235 人日分
		79 人	89 人	99 人	58 人
	24 放課後等デイサービス	8,801 人日分	9,557 人日分	10,296 人日分	5,595 人日分
		717 人	771 人	827 人	468 人
	25 保育所等訪問支援	112 人日分	139 人日分	170 人日分	28 人日分
		56 人	71 人	89 人	23 人
	26 居宅訪問型児童発達支援	91 人日分	127 人日分	156 人日分	
		17 人	24 人	30 人	
	27 障害児相談支援	342 人	374 人	402 人	188 人
	28 福祉型障害児入所施設	53 人	52 人	51 人	51 人
	29 医療型障害児入所施設	24 人	23 人	22 人	22 人

時間分：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分：月間の利用人数

② サービス見込量（東部）

サービス区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	(参考)平成28年度実績
訪問系	1 居宅介護	5,901 時間 375 人	6,088 時間 385 人	6,284 時間 395 人	
	2 重度訪問介護	1,283 時間 14 人	1,285 時間 14 人	1,288 時間 14 人	
	3 同行援護	311 時間 29 人	321 時間 30 人	331 時間 31 人	
	4 行動援護	50 時間 5 人	60 時間 6 人	70 時間 7 人	
	5 重度障害者等包括支援	30 時間 2 人	30 時間 2 人	30 時間 2 人	
	訪問系 計	7,575 時間 425 人	7,784 時間 437 人	8,003 時間 449 人	7,467 時間 403 人
	6 生活介護	14,173 人日分 794 人	14,558 人日分 815 人	14,934 人日分 836 人	14,331 人日分 773 人
	7 自立訓練(機能訓練)	132 人日分 14 人	151 人日分 17 人	169 人日分 19 人	93 人日分 10 人
	8 自立訓練(生活訓練)	214 人日分 26 人	224 人日分 28 人	232 人日分 29 人	184 人日分 21 人
	9 就労移行支援	1,253 人日分 80 人	1,337 人日分 85 人	1,426 人日分 91 人	1,012 人日分 58 人
日中活動系	10 就労継続支援(A型)	3,059 人日分 150 人	3,164 人日分 155 人	3,267 人日分 160 人	3,468 人日分 162 人
	11 就労継続支援(B型)	22,341 人日分 1,306 人	23,414 人日分 1,370 人	24,522 人日分 1,434 人	21,712 人日分 1,193 人
	12 就労定着支援	2 人	6 人	8 人	
	13 療養介護	77 人	78 人	79 人	76 人
	14 短期入所(福祉型)	376 人日分 69 人	406 人日分 74 人	426 人日分 78 人	348 人日分 51 人
居住系	15 短期入所(医療型)	147 人日分 20 人	163 人日分 23 人	177 人日分 25 人	100 人日分 16 人
	16 自立生活援助	5 人	5 人	7 人	
	17 共同生活援助	272 人	285 人	297 人	258 人
相談	18 施設入所支援	471 人	467 人	463 人	476 人
	19 計画相談支援	702 人	725 人	748 人	404 人
	20 地域移行支援	7 人	8 人	8 人	0 人
児童	21 地域定着支援	6 人	7 人	7 人	0 人
	22 児童発達支援	891 人日分 80 人	958 人日分 87 人	1020 人日分 93 人	803 人日分 65 人
	23 医療型児童発達支援	124 人日分 23 人	134 人日分 25 人	147 人日分 28 人	90 人日分 17 人
保育	24 放課後等デイサービス	4,170 人日分 300 人	4,549 人日分 327 人	5,009 人日分 360 人	3,007 人日分 217 人
	25 保育所等訪問支援	39 人日分 13 人	51 人日分 19 人	68 人日分 29 人	3 人日分 3 人
	26 居宅訪問型児童発達支援	30 人日分 3 人	45 人日分 5 人	50 人日分 6 人	
	27 障害児相談支援	126 人	133 人	140 人	66 人

時間分：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分：月間の利用人数

③ サービス見込量(中部)

サービス区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	(参考)平成28年度実績
訪問系	1 居宅介護	4,044 時間 282 人	4,267 時間 300 人	4,495 時間 317 人	
	2 重度訪問介護	778 時間 10 人	868 時間 12 人	958 時間 14 人	
	3 同行援護	402 時間 26 人	410 時間 27 人	418 時間 28 人	
	4 行動援護	50 時間 5 人	60 時間 6 人	70 時間 7 人	
	5 重度障害者等包括支援	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	
	訪問系 計	5,274 時間 323 人	5,605 時間 345 人	5,941 時間 366 人	3,625 時間 494 人
日中活動系	6 生活介護	6,782 人日分 349 人	6,877 人日分 356 人	6,972 人日分 363 人	6,867 人日分 327 人
	7 自立訓練(機能訓練)	88 人日分 4 人	96 人日分 5 人	104 人日分 6 人	0 人日分 0 人
	8 自立訓練(生活訓練)	736 人日分 28 人	758 人日分 29 人	780 人日分 30 人	0 人日分 0 人
	9 就労移行支援	503 人日分 25 人	556 人日分 28 人	591 人日分 30 人	487 人日分 27 人
	10 就労継続支援(A型)	1,808 人日分 90 人	1,974 人日分 98 人	2,164 人日分 107 人	1,621 人日分 82 人
	11 就労継続支援(B型)	8,554 人日分 466 人	9,197 人日分 501 人	9,913 人日分 540 人	7,250 人日分 401 人
	12 就労定着支援	4 人	5 人	7 人	
	13 療養介護	35 人	36 人	36 人	33 人
	14 短期入所(福祉型)	365 人日分 56 人	399 人日分 61 人	436 人日分 67 人	219 人日分 25 人
	15 短期入所(医療型)	44 人日分 8 人	44 人日分 8 人	44 人日分 8 人	12 人日分 3 人
居住系	16 自立生活援助	3 人	4 人	5 人	
	17 共同生活援助	174 人	183 人	191 人	154 人
	18 施設入所支援	222 人	218 人	211 人	223 人
相談	19 計画相談支援	666 人	676 人	683 人	247 人
	20 地域移行支援	6 人	6 人	8 人	0 人
	21 地域定着支援	4 人	4 人	5 人	0 人
児童	22 児童発達支援	155 人日分 35 人	165 人日分 37 人	175 人日分 39 人	125 人日分 35 人
	23 医療型児童発達支援	131 人日分 30 人	146 人日分 35 人	161 人日分 40 人	61 人日分 19 人
	24 放課後等デイサービス	795 人日分 102 人	931 人日分 111 人	969 人日分 116 人	497 人日分 67 人
	25 保育所等訪問支援	48 人日分 32 人	55 人日分 37 人	61 人日分 41 人	13 人日分 12 人
	26 居宅訪問型児童発達支援	28 人日分 8 人	33 人日分 9 人	46 人日分 11 人	
	27 障害児相談支援	68 人	81 人	89 人	32 人

時間分：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分：月間の利用人数

(4) サービス見込量(西部)

サービス区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	(参考)平成28年度実績	
訪問系	1 居宅介護	7,329 時間	7,575 時間	7,820 時間		
		425人	442人	459人		
	2 重度訪問介護	2,071 時間	2,166 時間	2,250 時間		
		11人	13人	14人		
	3 同行援護	599 時間	613 時間	637 時間		
		45人	46人	49人		
	4 行動援護	1347 時間	1363 時間	1380 時間		
		49人	51人	53人		
	5 重度障害者等包括支援	185 時間	305 時間	425 時間		
		2人	3人	4人		
訪問系 計		11,531 時間	12,022 時間	12,512 時間	8,672 時間	
		532人	555人	579人	238人	
日中活動系	6 生活介護	10,709 人日分	10,965 人日分	11,178 人日分	10,877 人日分	
		551人	564人	574人	541人	
	7 自立訓練(機能訓練)	52 人日分	75 人日分	98 人日分	22 人日分	
		4人	5人	6人	1人	
	8 自立訓練(生活訓練)	608 人日分	638 人日分	667 人日分	152 人日分	
		39人	41人	43人	12人	
	9 就労移行支援	667 人日分	719 人日分	771 人日分	413 人日分	
		32人	36人	40人	22人	
	10 就労継続支援(A型)	3,926 人日分	4,070 人日分	4,199 人日分	3,583 人日分	
		195人	202人	208人	176人	
	11 就労継続支援(B型)	17,508 人日分	17,976 人日分	18,483 人日分	16,884 人日分	
		990人	1,017人	1,046人	943人	
	12 就労定着支援	5人	10人	11人		
	13 療養介護	51人	52人	56人	50人	
	14 短期入所(福祉型)	644 人日分	689 人日分	734 人日分	495 人日分	
		89人	96人	103人	72人	
	15 短期入所(医療型)	169 人日分	204 人日分	238 人日分	182 人日分	
		21人	24人	26人	26人	
居住系	16 自立生活援助	6人	8人	11人		
	17 共同生活援助	296人	307人	320人	278人	
	18 施設入所支援	316人	314人	308人	325人	
相談	19 計画相談支援	641人	665人	690人	449人	
	20 地域移行支援	7人	9人	12人	1人	
	21 地域定着支援	6人	7人	11人	0人	
児童	22 児童発達支援	826 人日分	868 人日分	911 人日分	806 人日分	
		130人	137人	144人	108人	
	23 医療型児童発達支援	124 人日分	140 人日分	146 人日分	84 人日分	
		26人	29人	31人	22人	
	24 放課後等デイサービス	3,836 人日分	4,077 人日分	4,318 人日分	2,091 人日分	
		315人	333人	351人	184人	
	25 保育所等訪問支援	25 人日分	33 人日分	41 人日分	12 人日分	
		11人	15人	19人	8人	
	26 居宅訪問型児童発達支援	33 人日分	49 人日分	60 人日分		
		6人	10人	13人		
	27 障害児相談支援	148人	160人	173人	90人	

時間分：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分：月間の利用人数

⑤ 障害者支援施設の必要入所定員総数 (人)

	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画	1,012	1,006	998
実績			

(参考) 第4期障害福祉計画の実績 (人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
計画	1,027	995	963
実績	1,033	1,018	

※各年度の入所定員実績は翌年度の4月1日時点のもの

解決すべき重要な課題である施設入所者の地域生活への移行に取り組むことで、入所施設の定員の減員を進めていくこととして、上記のとおり必要入所定員数を定めます。一方、障害者支援施設も高齢の障がい者や行動障がいのある障がい者等にとって必要な社会資源であり、今後も一定のサービス量の確保と支援の質の向上を図る必要があります。また、平成17年度に多くの県立障害者支援施設を民間の社会福祉法人に譲渡しましたが、今後も、これらの施設や県立施設の運営方法等のあり方について必要な検討を行います。

⑥ 障害児入所施設の必要入所定員総数

ア 福祉型障害児入所支援

	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画	81	81	81
実績			

イ 医療型障害児入所支援

	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画	60	60	60
実績			

障がい児の状況や入所事由は様々であり、きめ細かな支援が必要であることから、より家庭的な環境での生活の場を提供するための小規模なグループによる支援等、障がい児の状況等に応じた支援体制の充実に努めます。

また、障害児入所支援から障害者支援施設及び障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を確保するため、関係機関との緊密な連携を図ります。

⑦ 発達障がい者等に対する支援

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,750	1,800	1,850

発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	80	90	100
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	110	120	130
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	300	315	330

発達障がい児者及びその家族への支援については、可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、地域での相談支援の充実や、発達障がい児者を受け入れる事業所の拡充を図る必要があります。また、今後は特に、成人期の発達障がい者への支援施策を充実させる必要があります。

併せて、市町村等での地域支援体制の機能強化を図るために、発達障がい者地域支援マネージャーの活用について、複数配置も含めて検討します。

⑧ 医療的ケアを要する障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等その他の関連分野との支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
コーディネーターの配置人数	7	11	19

地域において、相談支援専門員等が医療的ケアを要する障がい児の他分野にまたがる支援の利用を調整し、医療的ケアを要する障がい児等の総合的かつ包括的な支援の提供につなげていく役割を担うことが求められており、各市町村ではこのような役割を担うコーディネーターの配置を促進する必要があります。

県は、平成30年度から医療的ケアを要する障がい児等への支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を養成するための研修を実施します。また、県地域自立支援協議会の専門部会において、人材育成や養成研修に関する検討を行います。

⑨ 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	84	87	92
第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	624	638	647
第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	51	52	56
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	351	365	380

障がい児が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。

また、医学の進歩等により、医療的ケアを行えば他の児童と同様に保育所等に通える児童が増加していることから、保育所、認定こども園等において医療的ケアを要する障がい児の受け入れができるよう体制整備を図ります。

<参考>

第1号認定 :	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用。
第2号認定 :	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用。
第3号認定 :	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用。

(2) 地域生活支援事業の見込み

障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう、県では、専門性が高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を実施することとなっており、以下のような事業を実施する予定です。（※以下は平成28年度実施事業）

① 専門性の高い相談支援事業

項目	事業の概要
高次脳機能障がい支援普及事業	高次脳機能障がい者支援拠点機関の設置、並びに高次脳機能障害者家族会が行う相談支援及び普及啓発事業に対する支援
発達障がい者支援センター事業	県発達障がい者支援センター「エール」における、発達障がい者への相談・就労支援や家族支援、支援者のスキルアップを目指した人材育成のための機関コンサルテーションや研修会への講師派遣、普及啓発研修事業の実施

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目	事業の概要
盲ろう者意思疎通支援事業	鳥取盲ろう者友の会事務局の体制強化及び盲ろう者向け通訳・介助員養成（研修）・派遣の実施
手話でコミュニケーション事業	手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者の養成（研修）・派遣、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催の支援、遠隔手話通訳サービス、聴覚障がい者相談員の配置等を実施
聴覚障がい者センター事業 (※一部特別支援事業)	要約筆記者の養成（研修）・派遣及び情報提供機器の貸出し（字幕入りビデオライブラリー・磁気ループ）の実施

③ 広域的な支援事業

項目	事業の概要
相談支援体制強化事業	相談支援アドバイザー派遣及び身体・知的障害者相談員研修を実施
精神障がい者地域移行・定着支援事業	精神障がい者本人が支援するピアサポートや地域移行に関する会議や研修会を実施
手話でコミュニケーション事業（再掲）	手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者の養成（研修）・派遣、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催の支援、遠隔手話通訳サービス、聴覚障がい者相談員の配置等を実施

④ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目	事業の概要
障がい者福祉従業者等研修事業	
障害支援区分認定調査員等研修	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施
相談支援従業者研修	相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修及び専門コース別研修を実施
サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成、現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修を実施
同行援護従業者養成研修	同行援護の従業者、サービス提供責任者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施
行動援護従業者養成研修	行動援護の従業者、サービス提供責任者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施
強度行動障がい支援者養成研修（基	障害福祉サービス事業所従業者に対する強度行動障がいの特性・理解、

基礎・実践、専門)	基本的な支援技術習得のための研修を実施
サービス提供責任者等研修	指定居宅介護事業所サービス提供責任者等に対し、サービスの質の確保に必要な知識及び技能習得のための研修を実施
経営力アップ研修	就労系事業所の経営者、管理者兼サービス管理責任者等を対象に、経営・財務・人材育成等に関する研修を実施
要介助高齢知的障がい者支援研修	障害者支援施設の従業者等に対し、支援及び介護技術の向上のための研修を実施
施設入所者地域移行支援研修	障害者支援施設の従業者等に対し、施設入所者の地域移行支援に係る知識習得のための研修を実施
障がい者グループホーム世話人研修	障がい者グループホームにおいて、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上させるための研修を実施
相談支援体制強化事業（再掲）	相談支援アドバイザー派遣及び身体・知的障害者相談員研修を実施
生活訓練事業	
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等を行うとともに、発声訓練の指導者育成を実施
相談支援従事者人材確保研修事業	相談支援専門員の増加及び質の確保を図るため潜在的有資格者や実務経験が少ない者等に対する研修を実施
精神障がい者地域移行・定着支援事業（再掲）	精神障がい者本人が支援するピアサポートや地域移行に関する会議や研修会を実施
発達障がい支援人材・育成養成事業	思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するため就労移行支援事業所、若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター、高等学校の職員等に対する研修を実施

⑤ 任意事業

項目	事業の概要
障がい者虐待防止・権利擁護事業	障がい者虐待防止研修の開催及び障がい者虐待防止に係る支援チーム設置事業を実施
障がい者就業・生活支援事業	就業及び生活面で一體的な支援を行う障害者就業・生活支援センターに生活支援員を配置するための事業を実施
生活訓練事業	
視覚障がい者生活訓練事業	視覚障がい者に対して、歩行、家事、点字、パソコン、携帯電話等に関する講習会等を実施
中途失明者生活訓練事業	中途失明者に対して、ピアカウンセリングによる不安の軽減や歩行訓練、点字講習等を実施
聴覚障がい者日常生活訓練事業	聴覚障がい者に対して、コミュニケーションや社会・職業・家庭生活等に関する講習等を実施
オストメイト日常生活訓練事業	ストマの装着訓練やオストメイトに対する社会生活訓練に関する講習等を実施
在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施
日常生活訓練事業	身体障がい者（オストメイトを除く）に対して、日常生活上必要となる事項について講習会等を実施
盲人ホーム運営費補助金事業	視覚障がい者の自立更生を図るための施設である盲人ホームの運営を支援する
障がい者社会参加促進事業	
心の輪を広げる体験作文	障がいのある人に対する理解促進に資するため「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」作品を募集し、表彰を実施
視覚障がい者移動支援事業従事者資質向上研修（※特別支援事業）	視覚障がい者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）養成を実施
精神保健福祉普及啓発事業	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フ

	「オーラム」及び「心の健康まつり」の開催を実施
アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業	アルコール・薬物関連問題で悩む家族に対し、正しい知識を得ること又は負担軽減のため、講義と話し合いの場の提供を実施
盲導犬育成事業	盲導犬を育成し、必要とする視覚障がい者への貸与を実施
障害者社会参加促進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を実施
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する費用を補助する事業
知的障がい者本人大会開催事業	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」開催へ支援する
てんかんのある方の支援者等研修事業	てんかん協会鳥取県支部が行う「てんかん」に係る一般啓発研修や人材育成研修について支援する
地域移行サポート	地域移行後の精神障がい者を見守り、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポート」を養成し、精神障がい者への支援活動を行うボランティア組織を支援する
パソコンボランティア養成・派遣事業	障がい者の社会参加の促進を図るために、パソコン使用に際し必要な指導等を行うパソコンボランティアを養成・派遣を実施
視覚障がい者情報支援事業	視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業、盲ろう者等に必要な情報支援機器の整備、県の発行する広報誌等の点訳及び提供、及び新聞等の即時情報の点訳・提供等の実施
盲ろう者意思疎通支援事業（再掲）	盲ろう者友の会事務局の体制強化及び盲ろう者向け通訳・介助員養成（研修）・派遣の実施
手話でコミュニケーション事業（再掲）	手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者の養成（研修）・派遣、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催の支援、遠隔手話通訳サービス、聴覚障がい者相談員の配置等を実施
聴覚障がい者センター事業 (※一部特別支援事業)（再掲）	要約筆記者の養成（研修）・派遣及び情報提供機器の貸出し（字幕入りビデオライブラリー・磁気ループ）の実施
発達障がい者支援体制整備事業	鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会の開催、ペアレントメンターコーディネーター配置及びペアレントメンター派遣の実施
障がい者スポーツ機会創出事業	土日を含めた通年型のスポーツ教室の開催、スポーツ活動に参加する際の指導・補助等を行う障がい者スポーツ指導員の養成を実施

【県が実施する地域生活支援事業に係る見込量】

① 専門性の高い相談事業

項目	単位	区分	第5期計画			考え方
			H30	H31	H32	
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	1	1 県の拠点は1か所(エール)とする
障害者就業・生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3 圏域ごとに1か所設置
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	7	7	7 各圏域2か所で事業実施
高次脳機能障がい普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1 野島病院に拠点設置

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目	単位	区分	第5期計画			考え方
			H30	H31	H32	
手話通訳者設置事業	設置手話通訳者数	人	計画	5	5	5
手話通訳者養成研	受講者数	人	計画	40	40	40 過去の実績を踏まえ算

修事業							過去の実績を踏まえ算出
	登録者数	人	計画	65	70	75	
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画	30	35	40	過去の実績を踏まえ算出
	登録者数	人	計画	45	50	55	過去の実績を踏まえ算出
盲ろう者通訳・介助員養成研修	受講者数	人	計画	30	35	40	過去の実績を踏まえ算出
	派遣件数	件	計画	700	750	800	過去の実績を踏まえ算出
盲ろう者通訳・介助員派遣件数		時間	計画	2,300	2,500	2,700	過去の実績を踏まえ算出

③ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目	単位	区分	第5期計画			考え方	
			H30	H31	H32		
サービス提供責任者研修	受講者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
サービス従業者研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第4期計画の計画受講者数を確保
障がい福祉従事者分野別基礎研修	受講者数	人	計画	200	200	200	第4期計画の計画受講者数を確保
障害支援区分認定調査員等研修	受講者数	人	計画	80	80	80	第4期計画の計画受講者数を確保
相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	50	50	50	第4期計画の計画受講者数を確保
	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40	第4期計画の計画受講者数を確保
	専門コース別研修	人	計画	40	40	40	現任研修の受講者数を確保
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	第4期計画の計画受講者数を確保
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第4期計画の計画受講者数を確保
サービス管理責任者研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第4期計画の計画受講者数を確保
児童発達支援管理責任者研修	受講者数	人	計画	30	35	40	サービスのニーズの高まりに対応
障がい者グループホーム世話人研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第4期計画の計画受講者数を確保
強度行動障がい者支援研修(基礎)	受講者数	人	計画	40	40	40	第4期計画の計画実績を確保
強度行動障がい者支援研修(実践)	受講者数	人	計画	30	30	30	第4期計画の計画実績を確保
強度行動障がい者支援研修(専門)	受講者数	人	計画	20	20	20	第4期計画の計画実績を確保
要介助高齢知的障がい者支援研修	受講者数	人	計画	50	50	50	第4期計画の計画受講者数を確保
地域移行支援研修	受講者数	人	計画	30	30	30	第4期計画の計画受講者数を確保
精神障がい関係従事者養成研修事業(地域移行支援従事者及び精神科訪問看護従事者)	受講者数	人	計画	60	60	60	研修の実施体制を考慮

④ 任意事業

項目	単位	区分	第4期計画			考え方
			H27	H28	H29	
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1 米子市内に1か所設置

生活訓練事業	年間利用者数	人	計画	1,500	1,600	1,700	第4期計画の実績を踏まえ算出
点字・声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	人	計画	350	400	450	第4期計画の実績を踏まえ算出
障がいのある人のためのパソコン操作養成・派遣事業	年間派遣件数	件	計画	120	120	120	第4期計画の実績を踏まえ算出
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	普及啓発の強化により各年度1頭の貸与を進める
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	県内に1か所設置
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	年間回数	回	計画	15	15	15	第3期計画の開催回数を確保
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月1回開催
スポーツ振興事業	協会新規加盟団体数	団体	計画	22	24	26	各年度2団体の新規加盟を見込む
精神保健福祉普及啓発事業	年間回数	回	計画	2	2	2	啓発事業2種を年各1回開催

4 その他の数値目標

(1) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

項目	数値	
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率 (%)	現状	84.6% (H25年度)
	中間値	91.6% (H28年度)
	目標	100% (H30年度)
特別支援教育に関する教員研修の受講率 (%)	現状	91.9% (H25年度)
	目標	100% (H29年度)
特別支援学校教諭免許状保有率 (%)	現状	76.1% (H25年度)
	中間値	81.1% (H28年度)
	目標	90% (H29年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (初級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	231人 (H28年度)
	目標	245人 (H32年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (中級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	25人 (H28年度)
	目標	30人 (H32年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (上級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	6人 (H28年度)
	目標	7人 (H32年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツトレーナー) (人)	現状	0人 (H28年度)
	目標	3人 (H32年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツコーチ) (人)	現状	0人 (H28年度)
	目標	2人 (H32年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツドクター) (人)	現状	1人 (H28年度)
	目標	3人 (H32年度)
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率 (%)	現状	55.9% (H25年度)
	中間値	58.0% (H28年度)
	目標	60% (H35年度)
アート活動取組団体数 (団体)	現状	33団体 (H25年度)
	中間値	45団体 (H28年度)
	目標	50団体 (H31年度)
あいサポート・アートとっとり展県内出展数 (点)	現状	309点 (H25年度)
	中間値	479点 (H28年度)
	目標	500点 (H31年度)
個展等開催数 (件)	現状	32件 (H26年度)
	中間値	34件 (H28年度)
	目標	40件 (H31年度)

(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援

項目	数値	
手話通訳者派遣実績（団体派遣）(件)	現状	693 件 (H25 年度)
	中間値	1,048 件 (H28 年度)
	目標	1,400 件 (H35 年度)
手話講座等受講者（人）	現状	1,242 人 (H25 年度)
	中間値	1,830 件 (H28 年度)
	目標	2,500 人 (H35 年度)

(3) 生活環境

項目	数値	
一定の旅客施設のバリアフリー化率(鉄軌道駅)(%)	現状	75% (H26 年度)
	中間値	100% (H28 年度)
	目標	100% (H32 年度)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率（園路及び広場）(%)	現状	46% (H24 年度)
	中間値	49% (H28 年度)
	目標	60% (H32 年度)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率（駐車場）(%)	現状	57% (H24 年度)
	中間値	59% (H28 年度)
	目標	60% (H32 年度)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率（便所）(%)	現状	33% (H24 年度)
	中間値	36% (H28 年度)
	目標	45% (H32 年度)
車両等のバリアフリー化率（鉄軌道車両のバリアフリー化率）(%)	現状	71% (H25 年度)
	中間値	71% (H27 年度)
	目標	77% (H32 年度)
車両等のバリアフリー化率（ノンステップバスの導入率）(%)	現状	49% (H25 年度)
	中間値	55% (H27 年度)
	目標	70% (H32 年度)
車両等のバリアフリー化率（リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率（%））	現状	3% (H24 年度)
	中間値	3% (H27 年度)
	目標	25% (H32 年度)
福祉タクシーの導入台数（台）	現状	72 台 (H24 年度)
	中間値	69 台 (H27 年度)
	目標	153 台 (H32 年度)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率(%)	現状	8.6% (H20 年度)
	中間値	7.2% (H28 年度)
	目標	28% (H32 年度)
高齢者（65 歳以上の者）が居住する住宅のバリアフ	現状	9.3% (H20 年度)

バリアフリーアクセス化率（高度のバリアフリー化率）（%）	中間値	9.8% (H28 年度)
	目標	26% (H32 年度)
既存県有施設のバリアフリー化率（%）	現状	55.2% (H26 年度)
	中間値	62.1% (H28 年度)
	目標	100% (H35 年度)
既存市町村有施設のバリアフリー化率（%）	現状	31% (H25 年度)
	中間値	31% (H28 年度)
	目標	47% (H35 年度)
障がい者等の入居しやすい賃貸住宅の登録戸数（戸）	現状	1,037 戸 (H25 年度)
	中間値	1,306 戸 (H28 年度)
	目標	1,700 戸 (H32 年度)

(4) 雇用・就業等

項目	数値	
産業人材育成センターの修了者における就職率（%）	現状	100% (H25 年度)
	中間値	100% (H28 年度)
	目標	80% (H35 年度)
障がい者の委託訓練修了者における就職率（%）	現状	78.2% (H25 年度)
	中間値	60.0% (H28 年度)
	目標	80.0% (H35 年度)
就労継続支援 B 型の平均工賃月額（円）	現状	17,090 円 (H28 年度)
	目標	33,000 円 (H32 年度)
障がい者就業者数（人）	現状	2,347 人 (H25 年度)
	中間値	2,952 人 (H28 年度)
	目標	3,600 人 (H30 年度)
公的機関の障がい者雇用率 知事部局（企業局含）（%）	現状	2.65% (H26 年度)
	中間値	3.17% (H28 年度)
	目標	法定雇用率の概ね 1 割を上回ることを目標 (H35 年度)
公的機関の障がい者雇用率 病院局（%）	現状	2.43% (H26 年度)
	目標	法定雇用率達成 (H29 年度)
公的機関の障がい者雇用率 県教育委員会（%）	現状	2.54% (H26 年度)
	中間値	2.60% (H28 年度)
	目標	法定雇用率達成 (H30 年度)
公的機関の障がい者雇用率 県警察本部（%）	現状	2.62% (H26 年度)
	中間値	2.60% (H28 年度)
	目標	法定雇用率達成 (H35 年度)
公的機関の障がい者雇用率 市町村（%）	現状	2.24% (H26 年度)
	中間値	2.34% (H28 年度)

	目標	法定雇用率達成（H35 年度）
障害者就業・生活支援センターにおける就職件数(利用者の就職件数) (件)	現状	203 件 (H25 年度)
	中間値	203 件 (H28 年度)
	目標	200 件 (H35 年度)
障害者職業・生活支援センターにおける半年後定着率 (%)	現状	91.0% (H24 年度)
	中間値	85.6% (H27 年度)
	目標	80.0% (H35 年度)

(5) あいサポート運動の推進等

項目	数値	
あいサポート一数 (人)	現状	370,351 人 (H28 年度)
	目標	500,000 人 (H32 年度)

(参考1) 鳥取県障害者計画(H21～H25)の目標及び実績

1 生活支援

○ 地域移行の推進

区分		スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
訪問系サービスの利用時間数	居宅介護事業、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	14,791 時間 (H19)	25,345 時間 (H23)	19,217 時間 (H23 年度)
日中活動系サービスのサービス提供量	生活介護	2,464 人日 (H19)	16,831 人日 (H23)	26,676 人日 (H23 年度)
	自立訓練(機能訓練)	17 人日 (H19)	722 人日 (H23)	483 人日 (H23 年度)
	自立訓練(生活訓練)	110 人日 (H19)	1,419 人日 (H23)	1,082 人日 (H23 年度)
療養介護事業の利用者数		16 人 (H19)	230 人 (H23)	33 人 (H23 年度)
児童デイサービス事業のサービス提供量		1,752 人日 (H19)	2,518 人日 (H23)	2,836 人日 (H23 年度)
短期入所事業のサービス提供量		546 人日 (H19)	2,418 人日 (H23)	776 人日 (H23 年度)
共同生活援助事業(グループホーム)、共同生活介護事業(ケアホーム)の利用者数		342 人 (H19)	552 人 (H23)	569 人 (H23 年度)
移動支援		2,942 時間 (H19)	8,582 時間 (H23)	3,051 時間 (H23 年度)
相談支援事業の利用者数		21 人 (H19)	228 人 (H23)	69 人 (H23 年度)
福祉施設入所者数		1,134 人 (H19)	1,045 人 (H23)	1,030 人
退院可能精神障がい者数		204 人 (H20. 6. 30)	170 人 (H23)	267 人 (H25. 6)

2 生活環境

(1) 住宅・建物のバリアフリー化

区分		スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
住宅のバリアフリー化率		44.8% (H15 年)	75.0% (H27 年)	—
障がい者等の入居しやすい賃貸住宅の登録戸数		7 戸 (H15 年)	130 戸 (H27 年)	589 戸
新築、増改築される民間建築物の適合率		33%	79%	100% (H25 年度)
新築、増改築される公共建築物の適合率		71%	97%	100% (H25 年度)
既存県有施設のバリアフリー率		32%	64%	—
既存市町村有施設のバリアフリー化率		21%	52%	31%
県営住宅のバリアフリー化		100% (H19 年度末)	100%	100%

(2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

区分		スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
旅客施設のバリアフリー化		50% (H19 年度)	100%	100%
バス車両のバリアフリ化 (低床バス・ノンステップバス)	低床バス ノンステップバス	32.4% (H19 年度)	55%	66%
		17.9% (H19 年度)	40%	49%

(3) 都市公園のバリアフリー化

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
便所の設置された都市公園のうち、便所がバリアフリー化されたものの割合	26% (H19 年度)	約 30% (H22 年度)	33% (H24 年度)

(4) 安全な交通の確保

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
バリアフリー対応型信号機の整備	92.1% (H19 年度末)	100%	100%

(5) 防災・防犯対策の推進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
災害時要援護者支援プラン（個別計画）の策定	0% (H19 年度)	100% (H21 年度)	16% (H25. 4)

3 教育・育成

(1) 一貫した相談支援体制の確立

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
個別の教育支援計画の策定	公立幼・小・中・高等学校の個別の教育支援計画の策定率 20%	100% 80%	84.6%

(2) 療育体制等の整備

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
全圏域での重症心身障がい児・者の日中支援の実施	2 圏域	3 圏域	2 圏域 (H23 年度末)
放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを行う市町村	89% <16 市町村>	100% <放課後児童クラブを設置する市町村>	100%

(3) 特別支援教育の推進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特別支援学校等への看護師等の配置	100%	100%	100%
巡回相談の充実	100%	100%	100%
各圏域での発達障がい児に対する拠点の整備	1 カ所	3 カ所	3 ケ所

(4) 教職員等の専門性の向上

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特別支援学校教諭免許状保有率	特別支援学校教員 79%	90%	76%
学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症等について専門性を有する教員の養成	42 人（学習障害等専門研修派遣者数） 18 人（広汎性発達障害等専門研修派遣者数）	100 人（学習障害等専門研修派遣者数及び広汎性発達障害等専門研修派遣者数）	87 人（学習障害等専門研修派遣者数及び広汎性発達障害等専門研修派遣者数）

(5) 社会的及び職業的自立の促進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特別支援学校高等部一般就労希望者・福祉的就労希望者の就職率・就労率	73%	77%	90%

4 雇用・就業

(1) 障がい者の雇用の場の拡大

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
法定雇用率の達成状況（県）	知事部局・企業局 2.27% (H20. 6. 1)	2.1%以上	2.39% (H25, 6)
	病院局 2.31% (H20. 6. 1)	2.1%以上	2.6% (H25, 6)
	教育委員会 1.49% (H20. 6. 1)	2.0%以上	1.83% (H25, 6)
	警察本部 1.71% (H20. 6. 1)	2.1%以上	1.99% (H25, 6) ※達成済み
法定雇用率の達成状況（市町村等の機関）	2.29% (H20. 6. 1)	2.6%以上	2.42% (H25, 6)
法定雇用率の達成状況（民間企業）	1.78% (H20. 6. 1)	1.8%以上	1.77%
納付金支払い企業・団体数	15 社	0 社	29 社
法定雇用率未達成企業の割合	42.1%	38.2%	46.40%
障がい者雇用数	1,515 人 (H20. 10 月末)	1,700 人	2,347 人 (H26, 3 末)
チャレンジ雇用の推進	4 人	8 人	28 人
法定雇用率が適用される規模（計画策定当時は 56 人以上）の企業で雇用される精神障がい者	12 人 (H20. 6. 1)	95 人	82 人 (H25, 6)

(2) 総合的な連携・支援の推進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
福祉施設から一般就労への年間移行者数	27 人 (H19 年度)	64 人 (H23 年度)	97 人
就労移行支援事業の利用者数	400 人日 (H19 年度)	3,192 人日 (H23 年度)	2,134 人日 (H23 年度)
就労継続支援の利用者数	A型 933 人日 (H19 年度)	3,040 人日 (H23 年度)	4,809 人日 (H23 年度)
	B型 2,446 人日 (H19 年度)	22,582 人日 (H23 年度)	32,159 人日 (H23 年度)

公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	14 件 (H19 年度)	64 件 (H23 年度)	37 件
ハローワークを通じた障がい者の就職件数	333 人 (H19 年度)	1,750 人	534 人
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	4 人 (H19 年度)	32 人 (H23 年度)	3 人
職場適用援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数	7 人 (H19 年度)	32 人 (H23 年度)	14 人
障害者就業・生活支援センターの支援対象者数	16 人 (H19 年度)	64 人 (H23 年度)	36 人
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	3 か所 (H19 年度)	3 か所 (H23 年度)	3 ケ所
障害者就業・生活支援センターの就職件数	162 件 (H19 年度)	160 件	203 件
障害者就業・生活支援センターの就職率	34.4% (H19 年度)	50%	38.6%
授産施設等(※就労継続支援B型事業所)の平均工賃月額	12,641 円 (H19 年度)	33,000 円以上 (H23 年度)	17,090 円 (H25 年度)

(3) 総合的な連携・支援の推進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	0 人 (H19 年度)	19 人 (H23 年度)	1 人

5 保健・医療

○ 特定健康診査の受診率

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特定健康診査の受診率	37.0% (H19 年度)	70% (H24 年度)	36.8% (H24 年度)

6 情報・コミュニケーション

○ 手話通訳者登録者数

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
手話通訳者登録者数	20 人 (H19 年度)	33 人 (H23 年度)	35 人

(参考2) 第4期鳥取県障害福祉計画に規定した施策の評価・実績

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

【表1：入所施設の入所者の地域生活への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29年度	27年度	28年度	
地域移行者数	人	147	7	18	施設入所から自宅、グループホーム等へ移行する者の数
施設入所者の削減数	人	67	1	15	

項目	状況	評価
ア 住まいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 8件（住居数）の施設整備費の助成により、グループホームの新規開設を促進。 ※整備数はH28年度予定分含む（特に記述がない限り、以下施設・設備整備費関連項目同様） 夜間支援員の配置に係る補助事業等により、147住居に夜間支援体制を確保。 県営住宅の募集において、障がい者世帯を優先入居の対象とし、優先的に取り扱うこととしている。 H24.11に鳥取県居住支援協議会を設立し、あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録・公開すると共に、2名の専任相談員による情報提供及び相談対応を実施。 	<p>事業実施により、地域でのサービス提供基盤の整備や住まいの場の確保が進んでいるが、今後も地域生活を行う上での基盤整備を推進していくことが必要。</p> <p>H27年度では34世帯、H28年度では32世帯の障がい者世帯が安心賃貸支援事業により入居決定。あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録件数は増加してきたが、普及啓発、情報提供及び不動産事業者・支援団体に対する協力依頼等により、今後も登録の拡大を推進していくことが必要。</p>
イ 日中活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 2件の施設整備に助成。 工賃3倍計画事業を行うとともに、ハートフルサポート事業や農福連携推進事業等の実施により、工賃水準の引上げを支援。 	<p>事業実施により、日中活動事業所の整備が図られているが、今後もニーズへの対応が必要となるサービスにおいては、引き続き基盤整備を推進していくことが必要。</p> <p>工賃の向上に関する取組は、引き続き推進していくことが必要。</p>
ウ 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 10件の障害福祉サービス事業所の施設整備費に助成 サービスの充実のため、「サービス提供責任者研修」、「障害福祉サービス従業者障害分野別基礎研修」、「相談支援従事者研修」「強度行動障がい者支援研修」、「サービス管理責任者（フォローアップ）」等を継続して実施。 	<p>事業実施により、障害福祉サービスの充実が進んでいるが、引き続き基盤整備等を推進していくことが必要。</p> <p>新たな研修需要にも適切に対応しており、サービス充実に一定の効果があると判断。</p> <p>今後も高齢の障がい者や行動障がいのある障がい者への支援に関する研修の充実が必要。</p>
エ 相談支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センターを全市町村が設置、県はその経費の4分の1を助成。 相談支援従事者の技術向上を図るために、初任者研修、現任研修及び専門コース別研修を実施。 要請に基づき、市町村等の自立支援協議会へアドバイザーを派遣し、協議会の取組に助言。 身体障害者・知的障害者相談員の資質の向上や活動の強化を促進するため、研修会を実施。 「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」として人権に関する総合的な相談窓口を東中 	<p>障がい者のある方の地域生活を推進するためにも、各地域における相談支援体制の確保・充実は必要であり、各事業を着実に継続実施していく必要がある。</p> <p>「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」における相談窓口については、相談件数も増えており、問題解決に向け、さらに他の相談</p>

	西部に設置し、相談者の問題解決に対応しており、相談件数は年々増加している。	機関との連携を進めるとともに相談員のスキル向上が必要。
オ 啓発・広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動（H21年11月から実施）により、各地で研修等を行うことにより、普及・啓発の取組を推進。また、他県との連携も進み、多くの県と連携協定を締結して共に、共生社会実現へ取り組んでいる。 ・障害者週間ポスター、体験作文を募集し、優秀作品を表彰。 ・障がい者に関する情報をまとめた「よりよい暮らしのために」を障害者手帳交付時（新規）に配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動は、県内に留まらず全国へと広がりを見せており、多くの者に一定の理解と賛同を得られているものと評価。（H29年10月末現在） ・あいサポート数：390,760人（うち県内70,122人） ・研修回数：4,825回（うち県内1,449回）
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を体験できる場の提供として「地域生活体験事業」を実施する市町村に助成。 ・「日中一時支援（地域生活支援事業）」を行う市町村に対し、県はその経費の4分の1を助成。 ・県営住宅の募集において、障がい者世帯を優先入居の対象とし、優先的に取り扱うこととしている。 ・H24.11に鳥取県居住支援協議会を設立し、あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録・公開すると共に、2名の専任相談員による情報提供及び相談対応を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の活用により実際に地域移行するケースは少ないが、本人の動機付け等のため体験できる場の提供は必要。 ・全市町村で日中一時支援事業を実施しており、今後も引き続き、事業実施が必要。 ・あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録件数は増加してきたが、普及啓発、情報提供及び不動産事業者・支援団体に対する協力依頼等により、今後も登録の拡大を推進していくことが必要。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【表2：入院中の精神障がい者の地域生活への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29年度	27年度	28年度	
入院後3ヶ月時点の平均退院率	%	64	57.7	56.5	毎年度6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率で実績把握
入院後3ヶ月時点の平均退院率	%	91	70.0	67.3	毎年度6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率で実績把握
在院期間1年以上の長期在院者数	人	912人以下	999	977	

項目	状況	評価
ア 住まいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の整備により、地域での居住の場を確保。（「1－ア 住まいの場の確保」参照） ・県営住宅の募集において、精神障がい者世帯を優先入居の対象としており、優先的に選考する取組を行っている。 ・H24.11に鳥取県居住支援協議会を設立し、あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録・公開すると共に、2名の専任相談員による情報提供及び相談対応を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の整備については、「1－ア 住まいの場の確保」参照。 ・今後も優先入居の取扱いを継続し、精神障がい者の住まいの確保に取り組む。 ・あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録件数は増加してきたが、普及啓発、情報提供及び不動産事業者・支援団体に対する協力依頼等により、今後も登録の拡大を推進していくことが必要。
イ 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者の研修等により、相談支援体制を充実。（「1－エ 相談支援体制の確保」参照） ・精神障がい者の休日・夜間における相談・診療・入院応需に対応するため、県内の精神科 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実については、「1－エ 相談支援体制の確保」参照。 ・県内精神科病院の協力により、24時間、365日の精神科救急医療体制を確保。

	病院を「精神科救急医療施設」に指定し、圏域ごとに輪番制による体制を確保。また、圏域ごとに「精神科救急医療体制連絡調整会議」を開催。	
ウ 医療の質の向上（早期発見、支援体制の確保）	<ul style="list-style-type: none"> 救急隊が速やかに傷病者を医療機関に搬送できるようするため、精神疾患の項目を設けた「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を策定し、H23年度から運用を開始。 「精神科救急医療施設」については、イを参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内精神科病院の協力により、24時間、365日の精神科救急医療体制を確保。
エ 精神疾患・障がいに関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> あいサポート運動の中で、「精神障がい」についても取り上げ、県民の精神障がい者への理解を促進。 「心の健康まつり」や「心の健康フォーラム」等を開催し、精神障がい者に対する県民の理解を深め、社会復帰及び社会参加を促進。 当事者団体が実施する普及啓発事業（精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、依存症等）について、運営費を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、県民への精神障がいに対する正しい理解・知識の普及、当事者の社会復帰・社会参加の促進が図られていると判断。
オ 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 圏域ごとに地域移行推進会議、地域移行連絡会等を開催し、地域移行に関する情報提供及び理解を促進。 精神科医療機関や訪問看護ステーション等のスタッフを対象に研修会を開催し、人材育成を実施。 精神科病院の入院患者の退院意欲向上のため、入院患者と外部ボランティアとの交流会を開催。 退院可能な入院患者に対し、病院外活動における同行支援等の個別支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に情報提供を行うことで、地域移行への意識付けや関係機関の連携強化に繋がった。 個別支援や退院促進事業により、一部の者は地域移行へつながった。

3 福祉施設等から一般就労への移行

【表3：福祉施設等から一般就労への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29年度	27年度	28年度	
一般就労移行者数	人	138	99	84	福祉就労から一般就労する者の数
ハローワークのチーム支援による福祉施設利用者の支援	人	138	39	41	
障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	人	14	3	5	
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	人	42	13	15	
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数	人	69	16	24	
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	人	64	20	37	

項目	状況	評価
1 障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体、鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、労働局及び県の関係機関で構成する「障がい者雇用推進実施会議（座長：副知事）」を開催し、障がい者の新規雇用1,000人創出に向けた取組を推進するための意見交換を行い、関係機関の連携を図った。 労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、県で組織するプロジェクトリーダー会議を年9回開催し、障がい者の雇用促進等について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生や企業関係者を招聘しての体験発表を就労促進セミナー等で行うことで、生徒や保護者の企業就労に向けた意識高揚につながった。 職場定着支援員の配置は、障がい者の職場定着に対して極めて有効と評価。 各種取組により、障がい者雇用率達成に向けて一定程度は前進しているが、伸び悩みも見られるため、関係機関の意見も聞きつつ、効果的な取組が求められている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用のモデルとなる県内企業の好事例をまとめた冊子「ともに働く仲間のために」や、精神・発達障がい者に対する職場での配慮事項をまとめたガイドブック「精神・発達障がい者とともに働くための接し方」を作成して企業等に配布した。 ・「障がい者雇用アドバイザー（県非常勤職員）」を新たに県庁に1名配置し、法定雇用率未達成企業をはじめとした企業トップに対し、障がい者新規雇用の働きかけや相談対応を行った。平成28年度は、187社を訪問、うち80社から障がい者雇用に前向きな回答を得た。 ・障がい者自らの起業や当初から障がい者を雇用して創業を行う者2者に対して、その費用の一部を補助した。（2者のうち、1者は障がい者自らの起業、1者は起業に伴い障がい者1名を雇用） ・障がい者雇用を検討している企業等に対して、県内2か所で「障がい者雇用企業見学交流会」を開催し、更なる障がい者雇用への理解促進を図った。 ・聴覚障がい者の就職活動や就業を支援するため、20回にわたって手話通訳者を企業等に派遣した。また、平成29年度から、新たに職場実習も手話通訳者等の派遣対象とするよう制度拡充を行った。 	
2 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校就労促進事業により、就労サポートを県内3名配置し、就労促進や職場開拓、作業学習への助言等を行った。また、琴の浦高等特別支援学校に定着支援コーディネーターを2名配置し、学校から職場への円滑な移行と定着を図った。また、各圏域毎に就労促進セミナーを開催し、企業への理解啓発を進めた。平成29年度において、就労サポート（2名）、定着支援コーディネーター（2名）、就労・定着支援員（2名）計6名を配置し、役割分担をしながら、在学中から卒業後までの就労促進及び職場定着支援を行っているところだが、今後役割の整理等を行い、配置の在り方等を検討する予定である。また、労働局が主催するプロジェクトリーダー会議に参画し、関係機関との連携強化に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労サポートの配置や定着支援コーディネーターの配置は、生徒の就職率向上に大きく貢献している。全圏域の就職希望者が在籍する琴の浦が開校し新たな役割を果たしており、今後も就労サポートを活用した特別支援教育と企業との連携強化が必要。
3 総合的な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各障害者就業・生活支援センターに、各担当職員（職場開拓、定着支援、就業支援、生活支援、発達障がい者就労支援等）を配置し、障がい者の就業支援を行った。【職場開拓支援員配置事業等】 ・障害者就業・生活支援センター登録者及び就労移行支援事業等の利用者の職業訓練機会提供に資する取り組みとして、各イベント及び担当者会議にて、職業訓練コースの周知を図っている。 ・県中・西部地区に県版ジョブコーチセンター（ジョブコーチ1名配置）を設置し、更なるジョブコーチ支援を行う体制を強化した。 ・新たに訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等5事業所に対して、その活動費の一部を助成することで、訪問型ジョブコーチの増員を行うとともに、支援する障がい者の数を増やし、職場定着の体制を強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に最も身近な就労支援を行う者の就労支援スキルの向上は重要。 ・利用者のニーズや個性に応じた適切な就業支援が行われるよう引き続き研修等を通じた啓発を図るとともに、就労継続支援事業所に対し一般就労へ向けてインセンティブを与える施策が必要。 ・障がい者雇用の職場定着に関して極めて有効。 ・ジョブコーチセミナーに参加した教員は就労支援の専門的な知識技能を身につけ、生徒の学習指導や学校業務にその専門性を還元している。 ・障がい者雇用のニーズに応えるためには、「連携」は必須。今後も連携を推し進めていく。

	<ul style="list-style-type: none"> 新たに訪問型ジョブコーチの資格取得研修に職員を派遣する社会福祉法人1者に対して、費用（旅費）の一部を支給し、ジョブコーチの資格取得を支援した。 新たにジョブコーチ制度の仕組みや有効性を周知することで、ジョブコーチの利用促進を図ることを目的とした研修会を開催した。 障がい者一般就労移行ネットワーク会議により、支援者が連携し、一般就労移行しやすい環境を整えた。 	
4 障がい特性に応じた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者雇用をマンガで解説した「精神障がい者を知りともに働く職場づくり」や、精神・発達障がい者に対する職場での配慮事項をまとめたガイドブック「精神・発達障がい者とともに働くための接し方」を新たに作成して企業等に配布した。【障がい者雇用推進啓発事業】 「支えあうとっとり精神障がい者雇用推進フォーラム」及び「障がいがある方と共に働くセミナー」を鳥取労働局等と共同開催し、改正障害者雇用促進法等の周知を行い、円滑な法の施行及び障がい者雇用について気運醸成を行った。 各障害者就業・生活支援センターに職場定着支援員及び職場開拓支援員を配置し、職場実習先の開拓を図るとともに、障がい者のニーズに沿った企業での就労についてマッチングを行った。 県東・中・西部地区の圏域毎に関係機関により発達障がい者を支える「支えるネット」を構築し、就労希望のある発達障がい者に対して、関係機関が連携して就労支援を行う体制を構築した。 日本財団との共同プロジェクトにより、発達障がい者等の若年就職困難者に特化した就労訓練を行う「オフィス型ジョブトレーニングセンタークロスジョブ米子」を開設した。 中国四国農政局が主宰している、中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク加入し、各圏域P.T.に対して交付金などの関連情報の提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保し、施策を検討しており、極めて有効に機能していると評価。 農家のニーズと就労継続支援事業所が提供できる労働力（員数、対応可能作業・時期）は必ずしも一致しないため、ミスマッチが生じており、お互いが求めるものを事前によく把握しマッチングを進めることが必要。 農作業のミスマッチを減らすために、圏域単位で行っている現在のマッチングを圏域を越えたマッチング方法（課題解決）を図ることも必要。
5 福祉的就労の底上げ	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づき調達方針を定め、当該年度の調達目標額を設定した。また、障害福祉サービス事業所に対する、ハートフルサポート事業（無利子融資、新商品開発補助、協働連携企業補助）を行うとともに、国の社会福祉施設等施設整備補助金により、工賃向上環境の向上に努めた。 工賃向上環境強化事業により、商品力の向上、販路の確保を図った。 障がい者一般就労移行支援事業により、実習受入企業と実習受講者のそれぞれに、1日当1,000円の謝金支給の支援を行った。 とっとりモデルの共同受注体制構築事業により、複数の障害福祉サービス事業所が作業可能な共同作業場を設置、運営し、大量受注を可能とする環境を整えた。 農福連携推進事業により、障がい者と農家とのマッチングや自主農業の推進を進めた。を行った。また、農福連携マルシェ促進事業により、農福連携を広く紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> 工賃3倍計画事業を受託実施する鳥取県就労事業振興センターによる事業実施が着実に進み、工賃向上に貢献。 これまででは、全就労継続支援事業所を対象に同じ支援策を行ってきたが、個々の事業所の経営理念や経営方針、目指す目標により類型化した効果的な支援を検討。 物品調達時の配慮は、福祉施設等の受注機会の増大が図られ、職員の意識の高揚にもつながるとともに、官公需における障がい者の工賃アップに寄与 結果として工賃実績は、H18年度工賃実績（10,983円）から着実に増加している。

4 障害福祉サービス等の確保策

項目	状況	評価
(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護、行動援護・重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供職員に対し、サービス提供責任者等研修、行動援護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修等を実施。 重度訪問介護等に係る国庫負担基準を超過する市町村に対する助成事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な障害福祉サービスを提供するために必要となる人材の確保、資質の向上に一定の効果あり。
(2) 生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 2件の施設・設備整備に助成。 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、基盤確保、利用者の環境改善等が図られた。 施設整備は、施設入所者の地域移行の流れの中で日中支援の場としてサービスの需要が増えていくと考えられ、引き続き基盤整備を図っていくために必要。
(3) 自立訓練(機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所数としては少ないながらも、必要な資源であることから、本事業を行っていくことが必要。
(4) 自立訓練(生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
(5) 就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
(6) 就労継続支援(A型)	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
(7) 就労継続支援(B型)	<ul style="list-style-type: none"> 1件の施設・設備整備に助成。 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、基盤確保、利用者の環境改善等が図られた。
(8) 療養介護	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも施設整備のニーズは高くないが、事業を継続することは必要。
(9) 短期入所	<ul style="list-style-type: none"> 3件の設備整備に助成。 施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、基盤確保、利用者の環境改善等が図られた。 今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
(10) 共同生活援助(グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備については、「1ーア 住まいの場の確保」と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備については、「1ーア 住まいの場の確保」と同様。
(11) 施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 1件の施設整備に助成。 グループホーム等の整備については、「1ーア 住まいの場の確保」と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム等の整備については、「1ーア 住まいの場の確保」と同様。
(12) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）により相談支援専門員の数を増やしつつ、フォローアップ研修や現任研修などで資質向上を図ることにより、計画相談支援を利用できる環境を整えた。 <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員初任者研修 受講56人 ○相談支援専門員現任研修 受講38人 ○相談支援専門員フォローアップ研修 受講34人（いずれもH28年度実績） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断。 今後は県地域自立支援協議会において人材育成に関する検討を行い、人材育成ビジョンの策定を進める。
(13) 移動支援	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業を実施する市町村に対し、県は 	<ul style="list-style-type: none"> 利用ニーズの高い事業であり、県内全市町村

	その経費の4分の1を助成	での実施を評価。今後も継続実施が必要。
--	--------------	---------------------

5 障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等

項目	状況	評価
(1) サービス提供に係る人材の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者、相談支援従業者、居宅介護等従業者、サービス提供職員等に対する研修を実施 ・介護職員等によるたん吸引の実施のための研修を実施。 ・強度行動障がい支援研修参加に係る費用の助成を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね一定の修了者数を確保できており、サービスの充実に寄与していると判断。
(2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協実施の研修会等で当該事業を周知。 ・評価事業の周知及び受審促進を行うため、評価実績のある施設を県のホームページへ掲載。 ・社会福祉施設等の運営基準について定めた条例の中で、第三者評価の受審を努力義務化した。 ・社会福祉法人の指導監査において、第三者評価の受審を助言した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の評価を第三者において行い、サービスの向上を行るために有効な事業だが、評価の受審は任意であること、有償であることから、件数があまり伸びていない状況は変わらず、引き続き、様々な機会を捉えて受審を呼びかけることが必要。
(3)コンプライアンスの遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年4月から全事業者に対して業務管理体制の整備を義務づけ、法令遵守の体制の整備について、定期的に指導・監督を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理体制の整備により、事業者の法令遵守に係る責任意識が生じた。
(5) 障がいのある人の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行った成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成額について、その4分の1を助成。 ・利用者及び事業者で対応困難な、福祉サービスに関する苦情を解決するために、県社協に設置された運営適正化委員会の運営を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用に際し、事業者と利用者が対等の関係で契約を締結するが、一方が判断能力不十分である場合には、自己選択・自己決定に関して支援が必要であることから、当該事業が一定の役割を果たしていると判断。 ・事業所の責任者や担当職員に直接言いにくい場合や事業所と苦情申出者との間で解決が困難な場合に、運営適正化委員会に申し出ることにより、適切な苦情解決を図ることが可能。

6 県が実施する地域生活支援事業

(1) 専門性の高い相談支援事業

項目	状況	評価
ア 発達障がい者支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全ライフステージの発達障がいのある人やその家族からの育児、就学、移行支援、就労、自立した地域生活等に関する相談に応じ、指導、助言、情報提供を実施。 ・特に家族支援の一環として、ペアレントメンターを積極的に活用。 ・市町村の依頼に基づき、保育所、親子教室等を巡回し、当該職員に対して指導・助言及び情報提供を実施。 ・また、強度行動障害者が入所する施設職員への助言、情報提供を実施。 ・普及啓発・研修として、トレーニングセミナー、研修会を実施し地域で核となる人材を養成。 ・ペアレントメンターの支援技術の向上を図るために、フォローアップ研修等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対する技術的援助や保育士等を対象とした人材育成、関係機関との連携強化により、着実に支援体制の強化が図られている。 ・ペアレントメンターの相談支援技術の向上が図られた。 ・相談支援対象者が、乳幼児期から学齢期、成人期に移行し、相談内容も複雑・多様化傾向にあり、職員の相談業務におけるスキルアップが必要。 ・一貫した支援体制の整備や成人期の発達障がい者への支援者育成等が喫緊の課題である。
イ 障害者就業・生活支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターに「生活支援担当職員」を各1名配置。H24年度から発達障がい者就労・生活支援員を東部圏域と西部圏域に各1名配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労支援施策の中でも、支援策が手薄であった発達障がい者の就労及び生活の支援の充実を図るために支援員を配置し、発達障がい者の職業生活における自立支援の役割を果たしている。
ウ 聴覚障害者相談員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域に聴覚障がい者相談員を1名配置し、相談事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業と連携をとりながら、ある程度相談ニーズの把握ができている。

エ 障がい児等地域療育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・療育等支援施設事業として、県内6ヶ所の療育施設において、自宅や保育所等へ訪問し、在宅児童の療育に関する相談及び指導等の支援を実施。 ・地域の保育所・幼稚園、学校等の施設からの訪問ニーズが高く、訪問件数は年々増加している。 ・総合療育センターにおいて、療育等支援施設事業が円滑に実施できるよう、療育等拠点施設事業を実施 ・総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園に地域療育担当支援員を1名ずつ配置し、在宅児童・保護者・施設等からの相談に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断まではつかないが、発達の気になる子どもが増えてきており、市町村保健師等とも連携しながら地域で専門的な指導・支援を実施することができた。 ・保育所・幼稚園等、実際に子どもが通っている施設を対象とした支援により、施設職員のスキルアップ及び子どもの支援の充実にもつながっている。 ・今後は、保育所等訪問支援事業との整理が必要。
オ 高次脳機能障がい支援普及事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者支援拠点を引き続き鳥取大学医学部附属病院（脳神経外科教室）に委託設置し、支援コーディネーター1名を配置。支援ネットワークの構築、専門的な相談体制を整備。 ・高次脳機能障害者家族会が実施する相談事業及び一般県民向けの普及啓発事業に対して助成 ・高次脳機能障がいに関する情報や医療機関、事業所等の支援機関を掲載した「高次脳機能障害支援サイト」を通じて情報提供を継続して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい支援拠点を中心に医療機関や福祉サービス事業所とのネットワークが構築されてきているが、今後さらに強化していくことが必要。 ・高次脳機能障害者家族会が培ってきたネットワークと行動力を活かし、医療機関から相談のあった対象者を関係機関へつなぎ、医療から福祉への連携を促進。 ・支援サイトに支援機関の状況を掲載することにより県民や関係機関に対して支援情報の提供を図った。

(2) 広域的な支援事業

項目	状況	評価
ア 相談支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に置かれた地域自立支援協議会にて地域課題の検討が行われ、県で対応が必要となる課題は県の地域自立支援協議会で検討された。 ・アドバイザー派遣制度を設け、2件の派遣を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に置かれた地域自立支援協議会にて地域課題の検討が行われ、県で対応が必要となる課題は県の地域自立支援協議会で検討され、専門部会の設置に向けて検討を深めている。 ・相談支援アドバイザーについての派遣要請はあるので、引き続き実施。あり方や実施方法について、今後検討を行う。
イ 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとに地域移行推進会議、地域移行連絡会等を開催し、地域移行に関する情報提供及び理解を促進 ・精神科病院の入院患者の退院意欲向上のため、入院患者と外部ボランティアとの交流会を開催。 ・退院可能な入院患者に対し、病院外活動における同行支援等の個別支援を実施。 ・精神科医療機関や訪問看護ステーション等のスタッフを対象に研修会を開催し、人材育成を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を通じ、病院スタッフ等関係者の間に長期入院患者を地域へ帰すという意識を醸成。 ・個別支援や退院促進事業により一部の者は地域移行に繋がった。

(3) 障がい者福祉従業者研修事業

項目	状況	評価
ア サービス提供職員現任研修	・46人受講(H28年度まで)	・活発な意見交換が行われ、サービス充実に一定の効果があると判断
イ サービス従事者研修	・86人受講(H28年度まで)	・研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断
ウ 障がい福祉従業員障がい分野別基礎研修	・386人受講(H28年度まで)	・研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判

		断
エ 障害程度区分 認定調査員等研修	・174人受講（H28年度まで）	・研修修了者が増加していること、H26年度の制度改正等、適宜必要な内容を盛り込んでおり、認定業務の充実に一定の効果があると判断。
オ 相談支援従事者研修	・養成研修 112人受講（H28年度まで） ・現任研修 56人受講（H28年度まで） ・専門コース別研修 64人受講（H28年度まで）	・研修修了者が増加していること、また、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、相談支援の充実に一定の効果があると判断。
カ 同行援護従事者養成研修	・108人受講（H28年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。
キ 行動援護従事者養成研修	・115人受講（H28年度まで）	・適正な障害福祉サービスを提供するために必要となる人材の確保、資質の向上に一定の効果あり。
ク サービス管理責任者研修	・231人受講（H28年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。
ケ 障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	・309人受講（H28年度まで）	・研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断。
コ 行動障がい者支援研修	・115人受講（H28年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。
サ 要介助高齢知的障がい者支援研修	・103人受講（H28年度まで）	・適正な障害福祉サービスを提供するために必要となる人材の確保、資質の向上に一定の効果あり。
シ 地域移行支援研修	・77人受講（H28年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。

(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進

(5) 盲人ホーム運営支援

(6) 生活訓練事業

項目	状況	評価
ア 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした相談員研修を実施。	・先進的な事例や全国的な状況の研修会を受ける事により、相談員の資質の向上につながったと判断。
イ 盲人ホーム運営支援	・盲人ホームの運営費を助成。	・視覚障がい者の社会的自立を推進。
ウ 生活訓練事業	・視覚障がい者、聴覚障がい者、オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）、疾病等により音声機能を喪失した人に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を関係団体に委託して事業を実施。	・各障がいに合った訓練を実施することにより、一定の生活の質的向上が図れたと判断。

(7) 情報支援等事業

項目	状況	評価
ア 手話通訳者設置事業	・鳥取県聴覚障害者協会に手話通訳者を配置し、手話通訳者等の派遣コーディネート、人材育成業務を実施。	・手話通訳者、要約筆記者制度の運用のため必要不可欠な事業。 ・聴覚障がい者の情報保障を推進。

イ 手話通訳者、点訳・朗読奉仕員等養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者養成事業で研修を実施、登録者 53 人（H28 年度末）。 要約筆記者養成事業で研修を実施、登録者 21 人（H28 年度末） 点訳・朗読奉仕員養成研修事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者等は着実に増えているが、鳥取県手話言語条例制定後、手話通訳依頼が急増。 手話通訳者の養成と通訳技術向上は喫緊の課題。
ウ 点字図書館の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> 点字図書館の運営費を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> 点字刊行物、視覚障がい者用の録音物等を作成。 今後は、より多様なジャンルの刊行物等を点字化、音声化していく必要あり。
エ 点字・声の広報等発行事業	<ul style="list-style-type: none"> 「県政だより」等を点字化したものを発行し、県内の視覚障がい者に無料で配布。 「県政だより」等を音声化し、録音テープに収録・複製して毎月発行し、県内の視覚がい者に貸出。 	<ul style="list-style-type: none"> 点字化、音声化資料を作成することで視覚障がい者の情報アクセス保障に効果。 ただ、さらに情報アクセスを向上させるためには、点字化、音声化する広報物のバリエーション充実が必要。
オ 点字による即時情報ネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> 日本盲人会連合会の提供する最新の新聞情報等を通信ネットワーク等を利用して情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新情報を提供することにより、日常生活に必要な情報の周知と社会参加を促進する。
カ 字幕入りビデオカセットライブラリー事業	<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの要望を考慮した字幕入りビデオを制作。 H28 年度の貸出し本数は 185 本。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出本数は、平成 24 年度以降伸び悩んでいる状況。
キ 聴覚障がい者情報拠点機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> H26 年 4 月 1 日、聴覚障がい者の支援拠点として、鳥取市、倉吉市、米子市に鳥取県聴覚障がい者センターを整備。 	<ul style="list-style-type: none"> センター設置により、従来、県や市町村毎に行っていた手話通訳者の派遣を一元的に対応でき、情報機器の貸し出しや相談、当事者の活動支援などにあたることが可能となり、機能強化に繋がったと評価。
ク 障がいのある人のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> H24 年 10 月から当該事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア数：13 名 ボランティア派遣件数 H27：162 件、H28：148 件 	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始して以来、少しずつではあるが、派遣件数も増加してきているが、更に周知等を図って利用者増に努めることで、障がい者の社会参加の促進を図っていく。
ケ 盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業	<ul style="list-style-type: none"> H27 年度以降、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を継続して実施、養成研修の充実、支援団体である盲ろう者友の会の体制強化等を図った。 H28 年度、盲ろう者支援センターを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> H21 年度から実施している盲ろう者通訳・介助員の派遣・養成事業等により、盲ろう者の社会参加推進に効果あり。 センターを核として、交流や訓練、その他さらなる施策等の拡充を図っていく必要がある。

（8） 社会参加促進事業

項目	状況	評価
ア 補助犬育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内では合計 4 頭の盲導犬が活動している。（1 頭は夫婦でタンデム利用） 	<ul style="list-style-type: none"> 貸与した盲導犬は有効に活用されており、視覚障がい者の社会参加促進につながっている。
イ 障がい者社会参加推進センター設置事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の社会参加を促進するために社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会に委託し、障害者社会参加促進センターを設置・運営。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の社会参加につなげていくために、必要な情報の収集、分析を実施。 他県の情報も取り入れながら、今後の活動について検討されており、各種障がい者団体の中核として重要な役割を担う機関として期待されていると判断。
ウ 知的障がい者レクリエーション教室開催事業	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら何かを行うという自立意欲を高め、自己実現につながっていると判断。
エ アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 東部福祉保健事務所で、アルコール・薬物家族教室を毎月第 2 金曜日開催。学習会及び家族の意見交換会（ピアカウンセリング）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> アルコール・薬物の問題で悩んだり、苦しんだり、心配している家族が、依存症に関する正しい知識を得ることができ、他の家族との話し合いを通じて悩みを共有することにより不安等の軽減に繋がっているものと判断。

（9） スポーツ振興事業

(10) 文化・芸術振興事業

(11) 障がい児・者地域生活体験事業

項目	状況	評価
(9) スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 全国障害者スポーツ大会に係る鳥取県選手団個人競技選手選考記録会を開催、個人選手の選考を行い、団体競技に係る中・四国プロック予選会及び全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等を実施。 障がい者スポーツ指導員を養成する講習会を開催し指導者の育成等を実施。 鳥取さわやか車いす＆湖山池マラソン大会、全日本 Challenged アクアスロン皆生大会の開催に要する費用を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の育成、全国障害者スポーツ大会参加などを通じて、障がい者スポーツの振興に向けた取組を実施。 全国障害者スポーツ大会の個人競技の県内予選会の参加数も、増える傾向にあり、障がい者にとって目標、励みとなってる。 また、各種障がい者スポーツ大会の開催の支援により、障がい者に対する理解の促進や健常者と障がい者との交流を促進（県外からの参加者も増加傾向）。
(10) 文化・芸術振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が取り組む芸術・文化活動にかかる経費を支援。 【鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金】 支援事業数：促進事業45件、個展等開催事業34件 障がい者の取り組む舞台芸術や作品の発表・鑑賞機会の場を提供。 【あいサポート・アートとっとり祭の開催】 出演者：32団体、参加者：延べ4,929人 【あいサポート・アートとっとり展の開催】 応募作品数：479点、入館者数：2,400人 障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を設置。障がい者の優れた芸術・文化作品の常設展示や芸術・文化活動に取り組む障がい者・支援者の相談支援等を行った。 【常設展示】県内企画展4回、県外企画展4回、観覧者数：延べ6,160人 	<ul style="list-style-type: none"> 「第14回全国障がい者芸術文化祭とっとり大会」を開催し、障がい者の芸術・文化活動への参加を通じて、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進した成果を引き継ぎ、芸術文化活動に取り組む者が年々増加し、着実に支援を行っている。 今後も県内の障がい者のアート活動の躍進に期待。
(11) 障がい児・者地域生活体験事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい児・者が自立した生活に備えるために「地域生活体験事業」を実施する市町村に助成。 生活体験ホームで一定期間宿泊しながら、自立に向けた体験を行うことにより、生活技術の習得や自立の意欲を引き出し、地域移行を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活体験事業の利用者が地域生活へ移行するケースは少ないものの、施設・病院に入所・入院している間に「体験」することは、本人の動機付けや職員・家族への心構えに重要。

※状況及び評価は、平成29年10月時点のもの

7 県が実施する地域生活支援事業に係る実績

① 専門性の高い相談事業

項目	単位	区分	第4期計画			考え方
			H27	H28	H29	
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	1	1
			実績	1	1	（斜線）
障害者就業・生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3
			実績	3	3	（斜線）
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	6	6	6
			実績	6	6	（斜線）
高次脳機能障がい普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1
			実績	1	1	（斜線）

鳥取大学附属病院に拠点設置
※H28より医療法人十字会野島病に移転

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目	単位	区分	第4期計画			考え方
			H27	H28	H29	
手話通訳者設置事業	設置手話通訳者数	人	計画	4	4	5
			実績	4	4	（斜線）
手話通訳者養成研修事業	受講者数	人	計画	30	50	70
			実績	25	27	（斜線）
要約筆記者養成研修事業	登録者数	人	計画	50	55	60
			実績	41	53	（斜線）
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画	30	35	40
			実績	28	23	（斜線）
要約筆記者養成研修事業	登録者数	人	計画	15	20	25
			実績	17	21	（斜線）

③ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目	単位	区分	第4期計画			考え方
			H27	H28	H29	
サービス提供責任者研修	受講者数	人	計画	40	40	40
			実績	26	20	（斜線）
サービス従業者研修	受講者数	人	計画	40	40	40
			実績	43	43	（斜線）
障がい福祉従事者分野別基礎研修	受講者数	人	計画	120	120	120
			実績	186	200	（斜線）
障害程度区分認定調査員等研修	受講者数	人	計画	100	100	100
			実績	104	68	（斜線）
相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	40	40	40
			実績	56	56	（斜線）
相談支援従事者研修	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40
			実績	18	38	（斜線）
専門コース別研修	人	人	計画	40	40	40
			実績	19	45	（斜線）
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30
			実績	69	39	（斜線）
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30
			実績	60	55	（斜線）
サービス管理責任者研修	受講者数	人	計画	100	100	100
			実績	99	132	（斜線）
児童発達支援管理責任者研修(仮称)	受講者数	人	計画	20	20	20
			実績	20	35	（斜線）
障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	受講者数	人	計画	100	100	100
			実績	153	156	（斜線）
行動障がい者支援研修	受講者数	人	計画	20	20	20
			実績	52	61	（斜線）
要介助高齢知的障	受講者数	人	計画	50	50	50

受講者数の減少が見込まれること、分野別演習の充実を図ることから減
3期計画の計画受講者数を確保
3期計画の計画受講者数を確保
3期計画の計画受講者数を確保
受講者数の減少が見込まれること、分野別演習の充実を図ることから減
3期計画の計画受講者数を確保
3期計画の計画受講者数を確保
3期計画の計画受講者数を確保
3期計画の計画受講者数を確保

がい者支援研修			実績	52	51	/	数を確保
地域移行支援研修	受講者数	人	計画	30	30	30	3期計画の計画受講者数を確保
			実績	40	37	/	
精神障がい関係従事者養成研修事業 (地域移行支援従事者及び精神科訪問看護従事者)	受講者数	人	計画	60	60	60	研修の実施体制を考慮
			実績	135	96	/	

④ 任意事業

項目	単位	区分	第4期計画			考え方	
			H27	H28	H29		
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	米子市内に1か所設置
			実績	1	1	/	
生活訓練事業	年間利用者数	人	計画	3,530	3,580	3,630	第3期計画の実績を踏まえ算出
				1,605	1,477		
点字・声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	20	22	25	過去の実績を踏まえ算出
				20	16	/	
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	35	35	35	普及啓発の強化により年間35人を見込む
				23	21	/	
字幕入りビデオライブライアリーカー事業	年間利用件数	人	計画	500	550	600	普及啓発の強化により各年度50人増を見込む
				291	185	/	
障がいのある人のためのパソコン・ラジオ養成・派遣事業	年間派遣件数	件	計画	120	120	120	年間派遣件数120件を見込む
				162	148	/	
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	普及啓発の強化により各年度1頭の貸与を進める
				0	0	/	
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	
				1	1	/	
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	年間回数	回	計画	15	15	15	第3期計画の開催回数を確保
				13	11	/	
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月1回開催
				12	11	/	
スポーツ振興事業	協会新規加盟団体数	団体	計画	18	20	22	各年度2団体の新規加盟を見込む
				17	18	/	
精神保健福祉普及啓発事業	年間回数	回	計画	2	2	2	啓発事業2種を年各1回開催
				2	1	/	

平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果について

1 調査の概要

1 調査の目的

新たな県障がい者計画・障がい福祉計画及び市町村障がい福祉計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 実施主体

県及び市町村

3 調査期間

平成26年6月10日から6月25日まで（6月1日現在で調査）

4 調査対象・方法

対象	調査方法等
① 身体障がい者	【在宅（GH含む）】市町村から対象者（※）に調査票を送付し調査 ※65歳未満の手帳所持者、65歳以上の障害福祉サービス受給者
② 知的障がい者	【施設入所者（施設入所支援及び療養介護利用）】施設を通じて調査
③ 精神障がい者	入院又は通院のため利用している医療機関を通じて調査
④ 難病患者	対象者（※）に調査票を送付し調査 ※特定疾患受給者証所持者

5 回収率

配布方法	配布枚数①	回収数②	回収率②/①
直接郵送（在宅障がい者、難病）	14,108	6,814	48.3%
入所施設を通じた配布	1,534	699	45.6%
医療機関を通じた配布（精神）	9,096	2,362	26%
計	24,738	9,875	39.9%

6 障がい種別及び人数（※回収結果より）

種別	人数	備考
身体	4,346	手帳所持者（在宅、入所問わず）と回答した者の数
知的	2,419	手帳所持者（在宅、入所問わず）と回答した者の数
精神	2,362	医療機関より回収した調査票の数
難病	2,116	難病認定ありと回答した者の数

※いずれも他の種別との重複の可能性有り

2 調査の結果（抜粋）

○主な介助者

父母等	配偶者	子ども	ヘルパー等	その他	無回答	計
26.1%	14.5%	7.4%	31.6%	3.7%	16.7%	100.0%

※一部介助又は全介助が必要と選択した者のみ回答

※複数回答あり

○中心介助者(年齢)

0~17歳	18, 19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	計
0.3%	0.1%	1.6%	6.0%	11.8%	
50~59歳	60~64歳	65歳以上	無回答		計
15.7%	10.5%	21.3%	32.7%	100.0%	

※主な介助者を父母等、配偶者、又は子どもと選択した者のみ回答

- ・主な介助者について、ヘルパー31.6%と最も多い、次いで父母等26.1%、配偶者14.5%となっている。
- ・家族介助者の年齢について、65歳以上が21.3%と最も多い、次いで50~59歳が15.7%となっている。

○現在どのように暮らしているか

一人暮らし	家族と	GH入居	福祉施設入所	病院入院	その他	無回答	計
10.4%	66.7%	3.8%	10.2%	6.0%	1.0%	1.9%	100.0%

○将来どのように暮らしたいか

一人暮らし	家族と	GH入居	福祉施設入所	病院入院	その他	無回答	計
13.8%	60.5%	4.7%	9.1%	1.8%	3.8%	6.3%	100.0%

○在宅生活を続けるために必要な支援

在宅医療	住居確保	在宅サービス	生活訓練	経済負担	相談体制
13.4%	11.1%	14.9%	6.3%	20.9%	10.6%
地域住民理解	あいサポ	その他	無回答	計	
8.2%	7.4%	1.4%	5.8%	100.0%	

※複数回答あり

- ・現在の暮らしについて、家族とが66.7%と最も多い、次いで一人暮らし10.4%、福祉施設入所10.2%となっている。
- ・将来の暮らしについて、家族とが60.5%と最も多い、次いで一人暮らし13.8%、福祉施設入所9.1%となっている。
- ・在宅生活を続けるための支援について、経済負担が20.9%と最も多い、次いで、在宅サービス、在宅医療、住居確保、相談体制、地域住民理解、あいサポが10%前後の割合で続いている。

○外出の頻度

毎日	週に数回	めったに出ない	まったく出ない	無回答	計
45.2%	33.2%	14.1%	4.7%	2.8%	100.0%

○外出の際に困ること

公共交通 ない(少な い)	乗り降り困難	階段段差多	乗換分かり にくい	設備が不便	介助者の 確保	お金が かかる
13.2%	7.4%	8.9%	5.3%	5.8%	4.5%	10.8%
周囲の目	体調変化	困ったときに どうしたらいい かわからな い	その他	無回答	計	
5.8%	7.9%	12.9%	2.3%	15.2%	100.0%	

※複数回答あり

- ・外出の頻度について、毎日が 45.2%で、次いで週に数回 33.2%となっている。
- ・外出の際に困ることについて、公共交通が少ないが 13.2%と多く、次いで困ったときにどうしたらいいかわからない、お金がかかる、階段段差多、体調変化、乗り降り困難が 10%前後の数字で続いている。

○日中の主な過ごし方

会社・ 自営業等	ボラン ティア	専業主婦 (主夫)	福祉施設・ 作業所(A 型含む)	デイケア	リハビリ	自宅	大学・専門・ 職業訓練
24.2%	0.5%	7.4%	13.8%	2.7%	1.4%	21.7%	0.4%
特別支援 学校	一般高・ 小中学	幼稚園・ 保育所	入所施設・ 病院	その他	無回答	計	
3.1%	1.7%	0.6%	11.7%	2.5%	8.3%	100.0%	

○就労の希望

仕事したい	したくない	無回答	計
31.7%	33.1%	35.2%	100.0%

※日中の主な過ごし方で会社・自営業等を選択していない18~64歳の者のみ回答

○障がい者の就労に必要な支援

通勤手段 確保	バリアフリ設 備	勤務日時 配慮	在宅勤務 拡充	職場の理解	上司等の 理解	職場での 介助
10.6%	7.1%	10.3%	5.8%	14.1%	13.4%	7.1%
就労後 フォロー	就労訓練	職場外相談	その他	無回答	計	
7.5%	5.4%	7.2%	1.8%	9.7%	100.0%	

※複数回答あり

- ・日中の主な過ごし方について、会社・自営業等が24.2%と最も多く、次いで福祉施設・作業所（A型含む）13.8%、入所施設・病院が11.7%となっている。
- ・就労の希望について、したくない33.1%、仕事したいが31.7%となっている。
- ・障がい者の就労に必要な支援について職場の理解が14.1%と最も多く、次いで上司等の理解、勤務日時配慮、通勤手段確保、就労後フォロー、職場外相談、バリアフリ設備、職場での介助が10%の割合で続いている。

○スポーツを行う頻度

毎日	週3~5回	週1,2回	月1,2回	しない	無回答	計
7.2%	7.1%	11.1%	7.3%	59.0%	8.3%	100.0%

○スポーツをしない理由

できる種目なし	施設無し	設備不十分	仲間がない	きっかけ無し	情報無し	指導者なし	移動困難
10.7%	3.9%	0.8%	5.5%	9.3%	2.9%	1.5%	6.7%
疲れやすい	お金掛かる	興味なし	時間無し	その他	無回答	計	
16.9%	6.2%	12.1%	7.6%	9.8%	6.1%	100.0%	

※スポーツを行う頻度でしないを選択した者のみ回答

※3つまで回答可

- ・スポーツを行う頻度について、しないが 59.0%と最も多く、次いで週1, 2回 11.1%となっている。
- ・スポーツをしない理由について、疲れやすいが 16.9%と最も多く、次いで興味なし 12.1%、種目無し 10.7%、きっかけなし 9.3%となっている。

○芸術活動を行う頻度

毎日	週3~5回	週1,2回	月1,2回	しない	無回答	計
3.8%	2.7%	6.4%	10.1%	67.9%	9.1%	100.0%

○芸術活動をしない理由

できる種目なし	施設なし	設備不十分	仲間がない	きっかけなし	情報無し	指導者なし	移動困難
11.2%	5.0%	1.0%	6.6%	8.0%	3.3%	1.1%	6.4%
疲れやすい	お金掛かる	興味なし	時間無し	その他	無回答	計	
8.4%	9.0%	26.5%	5.1%	3.4%	5.0%	100.0%	

※芸術活動を行う頻度でしないと回答した者のみ選択

※3つまで回答可

- ・芸術活動を行う頻度について、しないが 67.9%と最も多く、次いで月1, 2回 10.1%となっている。
- ・芸術活動をしない理由について、興味なし 26.5%と最も多く、次いで種目なし 11.2%、疲れやすい 8.4%、きっかけなし 8.0%となっている。

○日常情報の入手元

本や新聞TV	行政広報	ネット	家族・知人	事業所職員	家族会など	医師看護師	ケアマネ等
34.1%	9.1%	11.0%	18.6%	8.1%	2.0%	5.8%	2.1%
民生児童委員	学校・園の先生	相談事業所	行政職員	その他	無回答	計	
0.5%	1.8%	0.9%	1.5%	1.0%	3.5%	100.0%	

※複数回答あり

○充実してほしい情報

福祉関連情報	医療関連情報	就学就職情報	観光情報	スポーツ文化情報	防災情報
24.5%	20.0%	9.0%	9.6%	8.5%	6.4%
ボランティア情報	手話点字情報	その他	無回答	計	
3.7%	2.3%	2.7%	13.3%	100.0%	

※3つまで回答可

- ・日常情報の入手元について、本や新聞TVが34.1%と最も多く、次いで家族、知人18.6%、ネット11.0%となっている。
- ・充実してほしい情報について、福祉関連情報が24.5%と最も多く、次いで医療関連情報20.0%、観光情報9.6%、就学就職情報9.0%、スポーツ文化情報8.5%となっている。

○差別体験の有無

ある	少しある	ない	無回答	計
18.7%	19.8%	48.0%	13.5%	100.0%

○差別を受けた場所は

学校職場	仕事を探す時	外出先	余暇を楽しむ時	医療機関
25.2%	11.7%	22.4%	7.6%	9.0%
住んでいる地域	その他	無回答	計	
16.5%	5.1%	2.5%	100.0%	

※差別体験の有無である又は少しあると選択した者のみ回答

※複数回答あり

○成年後見制度を知っているか

知っている	聞いたことがある	知らない	無回答	計
24.1%	26.0%	39.2%	10.7%	100.0%

- ・差別体験の有無について、ないが48.0%と最も多く、少しある19.8%、ある18.7%となっている。
- ・差別を受けた場所について、学校職場が25.2%と最も多く、次いで外出先22.4%、仕事を探す時11.7%となっている。
- ・成年後見制度を知っているかについて、知らない39.2%、聞いたことがある26.0%、知っている24.1%となっている。

○防災訓練への参加したことがあるか

ある	ない	無回答	計
40.7%	50.0%	9.3%	100.0%

○災害時に一人で避難できるか

できる	できない	分からぬ	無回答	計
40.2%	28.3%	24.2%	7.3%	100.0%

○災害時に困ること

受療・ 投薬困難	補装具使用 困難	用具入手困難	救助要請困難	避難困難	情報入手困難
18.4%	3.3%	4.6%	8.2%	16.4%	9.1%
意思疎通 困難	避難場所の設 備に不安	その他	特に無し	無回答	計
9.1%	18.7%	1.7%	5.0%	5.5%	100.0%

※複数回答あり

- ・防災訓練の参加について、ないが50.0%、あるが40.7%となっている。
- ・災害時に一人で避難できるかについて、できるが40.2%、できない28.3%、分からぬ24.2%となっている。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備に不安が18.7%と最も多く、次いで治療や投薬を受けることができないが18.4%、迅速な避難が困難16.4%となっている。

○自由意見の概要について

項目	件数
①仕事・雇用関係	106
②周囲への要望	80
③将来への不安	68
④年金・医療関係	92
⑤福祉制度関係	637
⑥満足的意見	102
⑦社会参加関係	58
⑧その他	273
特になし	4
合計	1420

(内訳詳細)

①仕事・雇用関係	②周囲への要望	③将来への不安	④年金・医療関係	⑤福祉制度関係	⑥満足的意見	⑦社会参加関係	⑧その他
○仕事がない、雇用の増、事業所の増(30件)	○障がいの理解促進(30件)	○親・家族の亡き後の不安(34件)	○サービス・支援の充実(21件)	○情報入手困難。行政からの積極的な情報提供を望む。(92件)	サービス等への満足(41件)	○バリアフリー化の促進((障がい者用トイレ、施設内の段差を減らす等)(25件)	○自身のこと、不安、あきらめ(50件)
○職場や企業の環境改善(差別を受ける、上司や職員の障がいへの理解)(24件)	○差別、いじめ、偏見(17件)	○サービス・支援の充実(15件)	○年金を減らさないで欲しい、増やして欲しい(20件)	○施設の充実(90件)	○特に問題なし、現状に満足(24件)	○話ができる場、楽しく過ごせる場、情報交換する場の提供(15件)	○アンケート内容について(46件)
○サービス・支援の充実(19件)	○サービス・支援の充実(11件)	○経済的不安(14件)	○医療費負担について(負担額の軽減・免除、通院支援等)(19件)	○役所等の手続きについて(簡素化、迅速化、障がいへの配慮、窓口対応等向上、適正な手続き等)(84件)	○自身における今後の希望・期待(15件)	○健常者のマナー(点字ブロックの上に物をおかない、身障者用・ハートフル駐車場利用)(11件)	○その他アンケートに関する(38件)
○工賃向上・賃金上昇(18件)	○軽度障がいや難病等、見た目でわからにくく障がいへの理解・配慮(9件)	○高齢、病気、障がいの進行への不安(7件)	○受療中の内容に関すること(16件)	○サービス・支援の充実(79件)	○アンケート調査に関すること(満足・意見)(8件)	○サービス・支援の充実(6件)	○生活(住まい、移動、教育、お金等)に関する(33件)
○就職への不安(3件)	○手話について(手話普及が進んでいない、手話言語条例、手話がすべてではない等)(5件)	○今後の心配、漠然とした不安(7件)	○年金受給の手続き(10件)	○経済的不安(67件)	○県政・行政等への期待(8件)		○災害時の対応について(17件)

	○健常者のマナー(点字ブロックの上に物を置く、障がい者用の座席や駐車場を利用する等)(4件)		○経済的不安(8件)	○行政によるきめ細やかな対応(59件)	○周囲の方への感謝(6件)		○アンケート実施方法について(15件)
				○相談先の充実・確保(40件)			○周囲の支援・関わり、相談に関すること(13件)
				○福祉制度がわかりにくい。(33件)			○アンケート実施自体の疑問(趣旨が不明、実施する意味がない等)(12件)
				○障がいの理解促進(20件)			○行政へ要望・期待すること(12件)
				○自治体間の格差(他県・県内市町村)(20件)			○アンケートの結果公開、施策への反映を希望(9件)
				○災害時の対応について(17件)			○サービスに関するここと(9件)
				○ヘルパーの充実(15件)			○「障がい」の標記のこと(4件)
				○軽度障がいや難病等、見た目でわかりにくい障がいへの理解・配慮(15件)			

*複数項目に該当する意見は各項目に計上しており、また各項目に分類し難い意見は記載を省略している。

平成29年度鳥取県障がい児の保護者のニーズ調査の結果について

1 調査の概要

1 調査の目的

新たな県障がい児福祉計画及び市町村障がい児福祉計画の作成並びに今後の障がい児福祉施策推進のための資料を得ることを目的とする。

2 実施主体

県及び市町村

3 調査機関

平成29年8月上旬～平成29年9月1日

4 調査対象

鳥取県内の障がい者手帳を所持している障がい児の保護者又は障がい児通所支援を利用している障がい児の保護者

5 調査方法

各市町村担当課から対象者宛に郵送でアンケート用紙を送付して実施

6 調査内容

(1) 基本情報

年齢、障がい種別、在住市町村、医療的ケアの要否など（選択肢及び自由記述で回答）

(2) サービス利用のニーズ

施設種別ごとの障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業利用のニーズ（選択肢で回答）

(3) 施策等に対するニーズ

相談している機関、今後充実を希望する施策（選択肢及び自由記述で回答）

(4) 困っていること及び県や市町村への要望

現在困っていることや、県や市町村への要望など（自由記述で回答）

7 回答率

アンケート発送件数（A）	1, 606
アンケート回収件数（B）	782
回答率（B/A）	48.7%

2 調査の結果

1 基本情報

(1) 年齢区分（単位：人）

3歳未満	年少～年長	小学1年～3年	小学4年～6年	中学	高校年齢	無回答
45	141	135	157	133	166	5

(2) 障がい者手帳の種別（単位：人）※重複あり

療育	身体	精神	なし
400	220	40	174

(3) 障がい種別（単位：人）※重複あり

発達	知的	肢体	聴覚	内部	重心	精神	視覚
370	328	133	56	49	33	21	16

(4) 医療的ケアの必要な児童数

合計	肢体不自由又は重症心身障がいの有無	
	あり	なし
80	58	22

2 障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業の利用ニーズ

(1) 結果の概要

サービス種別	A:現在利用あり・今後利用したい	B:現在利用なし・今後利用したい	C:現在利用あり・今後利用しない	今後利用ニーズ(A+B-C)	新規利用ニーズ(B-C)
通所支援	児童発達支援	116	50	1	165
	医療型児童発達支援	26	14	2	38
	放課後等デイサービス	238	167	4	401
	保育所等訪問支援	60	119	3	176
	居宅型児童発達支援	一	一	一	75*
支援所	福祉型児童入所支援	13	103	1	115
	医療型児童入所支援	7	54	2	59
ショート	福祉型ショートステイ	25	171	0	196
	医療型ショートステイ	14	58	0	72
子育て支援	1号認定(教育)	17	32	3	46
	2号認定(保育)	41	29	1	69
	3号認定(乳児保育)	3	13	1	15
	放課後児童クラブ	33	136	2	167

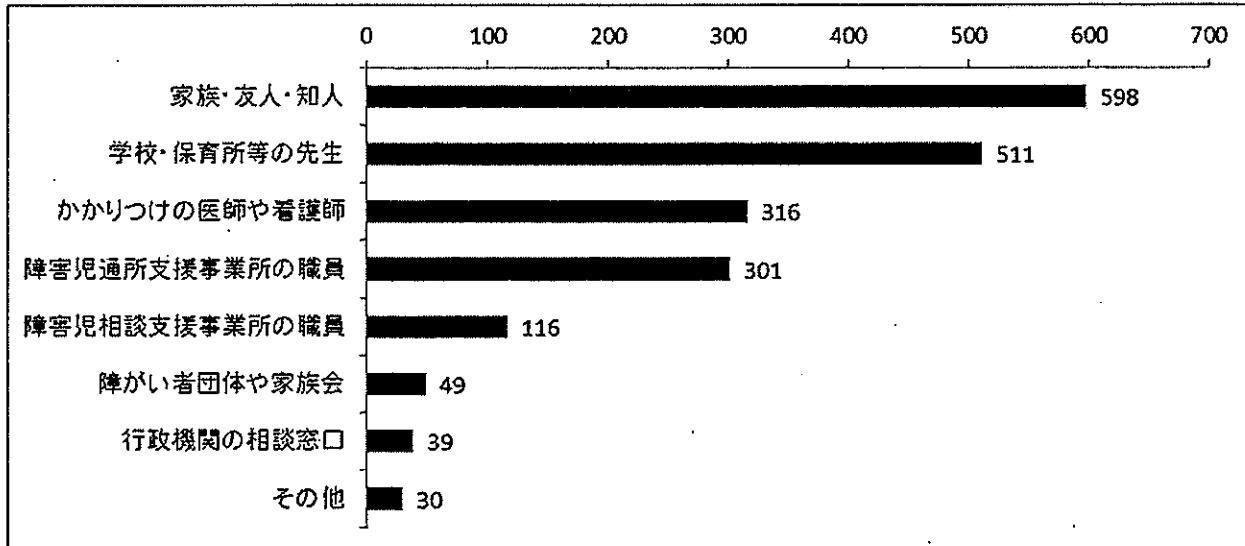
*今後利用したいを選んだ人の数

(2) 結果の分析

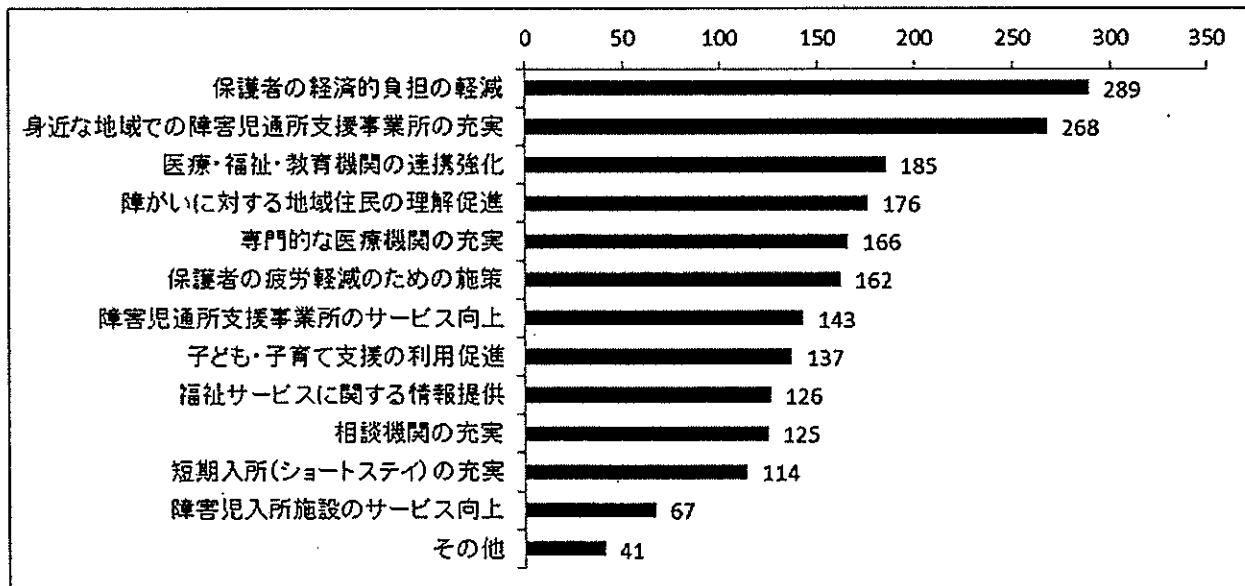
- サービス利用のニーズについて、特に「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児入所支援」及び「短期入所」を今後利用したいというニーズが高かった。
- 子ども・子育て支援事業の利用ニーズでは、特に「放課後児童クラブ」を今後利用したいとのニーズが高かった。
- 現在利用していないサービスについても、全般的に今後利用したいとの希望が多く、今後はより一層、各サービスで受入体制を整備していく必要がある。

3 施策等に対するニーズ

(1) 子どものことを相談している人や機関（よく相談している人や機関を3つまで選択）



(2) 施策に対するニーズについて（特に望む施策を3つまで選択）



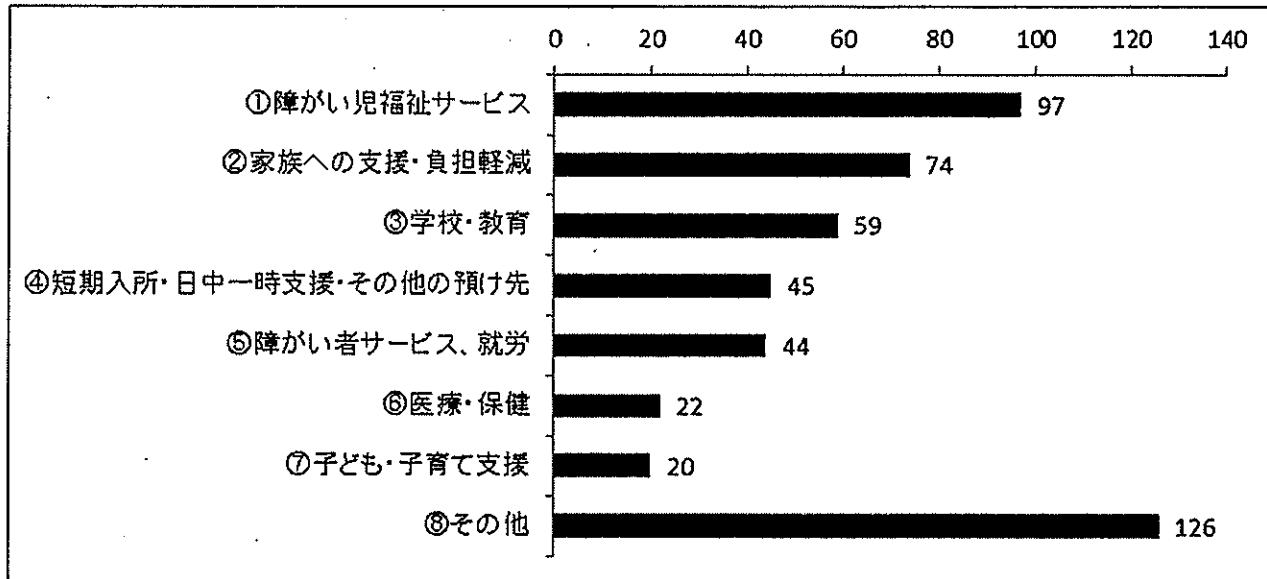
(3) 結果の分析

- 相談相手については「家族」、「学校等」、「医療」、「通所事業所」が多かった。一方、障害児相談支援事業所は比較的少なく、今後は障害児相談支援事業所の質と量の確保を図る必要がある。
- 施策に関するニーズについては、「経済負担の軽減」と「身近な地域での障害児通所支援事業所の充実」が他の項目よりも高く、これらの施策のより一層の推進が求められているものと考えられる。また他の10項目についても概ね100件以上の施策の充実を望む声があることから、これらの施策の推進についても同様に行っていく必要がある。
- その他の項目では、就労支援や教育についての施策の推進を望む記述が多かった。

4 困っていること及び県や市町村への要望など

782件のアンケート回収件数のうち、323件の自由記述による回答があった。その内容を項目ごとに分類し、分析を行った（重複あり）。

(1) 分類項目及び件数



(2) 分類項目ごとの内容詳細及び件数

分類項目	内容詳細及び件数						
	通所支援施設の受け入れ体制充実(施設増、受入回数増、長期休眠時の受入先確保、看護師確保など)	通所支援施設のサービス提供時間の充実(開所・閉所時間の延長、日・祝日の利用など)	通所支援施設の支援内容の充実(職員の専門性向上、リハビリテーションの実施、入浴サービスの実施など)	身近に利用できる通所支援施設の充実	送迎支援の充実	医ケア児の受入先の不足	身近に利用できる入所施設の充実
①障がい児福祉サービス	34	21	20	7	7	7	1
②家族への支援・負担軽減	26	24	10	6	5	3	
③学校・教育	16	12	11	7	13		
④短期入所・日中一時支援・その他の預け先	23	12	7	3			
⑤障がい者サービス・就労	19	14	7	4			
⑥医療・保健	19	3					
⑦子ども・子育て支援	6	5	3				
⑧その他	30	20	18	11	9	8	7
							5
							18

(3) 結果の分析

- ・分類項目では「障害児福祉サービス」「家族への支援・負担軽減」に分類される内容が多かった。また、4番目に多く分類された項目が「短期入所・日中一時支援・その他の預け先」だった。このような内容に分類される意見には、「障害児通所支援事業所の受入先や受入回数の少なさにより、保護者の就労が制限され、経済的な負担が大きい」「短期入所の受入先や、子どもを預ける場がなく、保護者の疲労がたまる」といったように相互に繋がっているものが見られた。今後はより一層、障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、短期入所をはじめとする、保護者のレスパイトサービスの充実を図ることで、障がい児及びその保護者が地域で安定した生活を送るための基盤整備が必要と考える。
- ・また、5番目に多く分類された項目は「障がい者サービス・就労」であり、多くの保護者が子どもの将来を心配していることがうかがわれた。具体的には、安定した就労先の確保、生活介護事業所の定員確保、グループホームの受入体制の充実を希望する意見が多く、障がい児の将来を意識した、切れ目のない支援体制の構築や関係機関の連携の推進が望まれる。
- ・他の項目についても、関係部局と連携し、必要な施策を推進していくことが望まれる。

